明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

--『自明治五年至同九年 裁判申渡案』(民第二二六号)を中心として―

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加 藤

高

谷 浩

司

本文の読下し【八一~九五】

[二五 A] (注意 II)

【八一】山経界争論ノ訴

:修道法学第三五卷第一号

明治九年第弐千五十六号 九月十九日喚出ス*

* 欄外の上下部に朱書き、

主 十四等出仕 小島 範一郎 印*** 但し、上部の文は判読不能

八四九(二八三)

目

本文の読下し【三一~六〇】……… 本文の読下し【 一 ~三〇】…………修道法学第三四巻第一号 本文の読下し【六一~八〇】…… ………修道法学第三四卷第二号

二 附属図面一葉(【八二】事件 一本文の読下し【八一~九五】

四

本文読下しの注

四

Ŧi. 目次および事件表……

担当裁判官の略歴

上本 号

七等判事

· 印 *

副

四級判事補

一色

小十郎

印 ***

以

八五〇(二八四

横地安信 の丸朱印

***「小島」 「一色」の丸朱印 の丸朱印

裁判申渡案

山県郡KOJ村貮拾壱名兼惣代理人

2郡同村

D Н 喜 \equiv 郎 郎

D

Ι

東

忠

原告人

同

山経界争論 ノ訴

同郡KI村弐拾弐名ノ兼惣代理人

E郡同村

被告人 農 Ν 愛 助

М

三五一B 同 F

Н

小

市

其方共詞訟遂審理処

原告KOJ村兼惣代理人ニ於テハ当郡当村ノ内KISI両村ニ跨

ル字石 西南ニ 艮中山北向壱ヶ所ハ別紙図表ノ通リ被告KI村ニ接スル長迫峯中山北向壱ヶ所ハ別紙図表ノ通リ被告KI村ニ接スル長迫峯

リ原告村 限 ノ所有ナル義ハ第一号延宝度*ノ検地山帖第二号原被告村

井手 出入済口証第三号原告村ノ野山腰林帖ニ明記ノ通ニ有之処凡文政 西暦一六七三~八一年

年*中

ヨリ被告村ニ於テ右論山へ耕地数ヶ所ヲ開墾シ爾来ハ其地へ作付 西暦一八一八~三〇年

知セス只申伝へ而巳ナルヲ以テ被告村ノ所為ヲ黙許致シ居リ而シ 致シ且腰林ニテ伐木等致シ来レ共原告村民ニ於テ曽テ右証拠ヲ承

著者 *「無為に一の意 右論所ハ無高ノ野山ナルヲ以テ明治五年ニ於テ地券証モ不申受在 になった。

致シ居リタル処明治七年村役場ニ於テ野山ノ取調へアリ就テハ村

役場

告村ノ所有ナル義ヲ明認シ夫レヨリ被告村へ右論山ハ延宝七年*検 旧書記ヲ調査シタル節右三通ノ証拠ヲ得タリ仍テ右論山ハ愈々原 西暦一六七九年

山帖ノ通リ長迫峯ヲ限リテ境界ヲ分ケ原告村へ引渡方及督促 地

タル処被告村ニ於テ予テ己ノ所有ナル旨申立テ一切承諾不致ト雖 三五二A

モ右

ル

三通ノ証拠ヲ原告村ニ所有セル上ハ被告村ニ於テ右等ノ苦情申立

筋無之然ルニ被告村ニ於テ原告村所有ノ石中山境界ヲ妨碍スル旨 陳述セリ

被告KI村兼惣代理人ニ於テハ原告KOJ村ヨリ訴出タル字石中

論所ハ

二号文政度国郡志ニ明載シタル通リニ有之且右論山ノ腰林ヲ伐採 号享保度*山帖第 決〔シ〕テ原告村 ノ所有ニ非ラス予テ被告村ノ所有ナル義ハ第一 西暦一七一六~三六年

シ并論 山ノ内耕地凡四反余歩へ作付ケ等ハ数十年来被告村ニテ致シ来リ

右耕地并腰林等ハ既ニ被告村内ニ於テ夫々所有主有之就テハ被告

タルニ付

論山ハ往古ヨリ無高ノ山ナルヲ以テ遂ニ粗漏ヨリ明治五年地券証 内ニテ売買シタル証拠第四号ヨリ第七号迠ノ通リ売券証有之尤右

(三五三A)

不申受然ル処一両年前ヨリ原告村ニ於テ右論山ハ己ノ所有ナル旨

三五二日 三通ノ証拠ヲ以テ申立ルト雖モ此三通証書ノ境分ケハ今般ノ論地

西方ノ 峯ヲ長迫ト申立レ共右峯ニ長迫ノ名稱有之義ハ曽テ承知不致然 二関渉セス原告村内石中山ノ境分ケニ有之而シテ原告村ヨリ論所

可有 ルニ原告村ニ於テ右論所ヲ己ノ所有ナリト申立ルハ甚タ不条理ニ

之且前陳ノ如ク被告村ニ於テ右七通ノ確証ヲ所有シ加之数十年

明治初年、

広島県庁の民事裁判について

(四・完)

駁セリ仍テ実地検査ノ上判決スル如左 山ハ全ク被告村ノ所有ニシテ決テ原告村ノ所有ニ無之旨弁 来右論所ヲ支配シ来ルヲ以テ原告村ヨリ訴訟ニ及ヒタル石

ナル旨申立ルト雖モ右検地帖境分ニ西ハ同郡KI村境目長迫 原告村ニ於テハ延宝度ノ検地山帖ヲ以テ北向ノ石中山所有ノ証拠

稱有之義ハ曽テ承知不致旨申答へ且原告村ニ於テ他ニ右 両村ノ役人共へ質問スルニ何レモ右論所西方ノ峯ニ長迫ノ名 峯限リト記載シタル其長迫峯ヲ被告村兼惣代理人并原被告

西方ノ峯ハ長迫ナルヲ証明スヘキ書類無之上ハ延宝度検地 山帖ヲ以テ論所境界ノ確証ト明認シ難シ

等詳記無之ニ付石中山ノ内何レノ処カ長追峯有之ヲ証スル迄ニテ 石中山長迫KOJ村分ト記載有之耳ニテ方位境界 原告村ヨリ証拠トスルKI村KOJ村草山井手出入済口証

論所石中山ニ長迫峯有之義ハ分明ナラス尚又享保度 野山草山腰林帖ニモ同シク境界方位等一切掲載無之

二付此腰林帖ヲ以テ論所々有ノ明証ト謂ユヘカラス

境界等明記無之ニ付此証憑ヲ以テ論所石中山 被告村ヨリ証拠トスル享保度ノ山帖并文政度ノ国郡志モ方位 ノ所 有ヲ定

八五一 (二八五

メ難シ而シテ第四号ヨリ第七号マテ四通ノ売券証ハ被告

三五三B

村内相互ニ売買シタル証拠ニシテ*「原告村ニ対スル憑拠ニ不

何二」の朱書きと「一色」の丸朱印がある。* 欄外上部に「原告村以下十三字除キテハ如

スヘカラサルヲ以テ此四通ノ売買証モ亦論所々有ノ確証将タ兼テ被告村ニ所有スル石中山ヲ売買シタル者歟確知

相立」且右売券証ハ論所石中山ヲ売買シタル証書ナル歟

ト見認メ難シ

二的当セル証拠ニ信用シ難シト雖モ抑モ往古右論山ヲ原告村ノ
『被告村ヨリ捧呈シタル証拠書類ハ右三条ノ理由ナルヲ以テ該訴原被告村ヨリ捧呈シタル証拠書類ハ右三条ノ理由ナルヲ以テ該訴

決〔シ〕テ無。謂他ノ村落へ伐刈耕作ノ権ヲ付与セザルベシ然ルニ所有ト仮定セハ原告村ニ於テ往古ヨリ依然該山ヲ支配来リ

歩ノ耕地ヲ開墾シ年々其地へ作付ケ等致シ来リ原告村之数十年来被告村ニ於テ論山ノ腰林ヲ伐採シ加之既ニ四反余労〔ミ〕ラ無・計化ノ権ネヘ代メ素化ノ権ラ代与セサバヘシ系に

ヲ黙許シタルナレハ原告村ヨリ所有ノ権利ヲ抛棄シタルト同一ナ

1

(三五四A)

況ヤ原告村ニ於テーノ証左ヲ有セス今日迄右論山ヲ支配シ来

リタル被告村ニ対シ右論山ヲ己ノ所有ナリトノ申立テハ甚タ不

条理ナリトス

*第五条**

** 第五条以下七行分は別紙に書*「横地安信」の丸朱印

従前ヨリ支配シ来リタル被告村ヨリ明治九年太政官第六拾七前条々ニ説明スル筋合ナルヲ以テ石中山論所ノ耕地并腰林等ハき「小島」の丸朱印がある。

* 明治九年太政官布告第六七号

号*公布ニ依リ其筋ノ指揮ヲ受クヘク依之原告村ヨリ長

迫峯ト申立ル別紙石中山論所見取図面西方ノ峯通リハ「隠田切開切添地等ノ儀」の改正

原被告両村ノ境界ニ非ラスシテ自スカラ被告村ニ属

スル峯ナリト判決ス

明治九年九月廿一日申渡シ

右之通リ裁判申渡夕間其旨心得ユヘシ

明治ナ年ナ月十二

(記述ナシ)

図面左側に、下記の書込みと「山合」の丸朱印がある。〔二五四-附〕折込図面一葉挿入 二.参照(三一六頁)

「明治九年九月

廣島縣裁判所

地租改正係

山合 某 印

(二五五A) (注記、13)

【八二】訴状却下案(【八一】事件(山境界争論ノ訴)の再訴)

十年三月廿二日申渡*

* 欄外に墨書き

七等判事 印** 明治九年第三千七拾四号

主 十四等出仕 小島 範一郎 印***

十二等出仕

粕屋

萬尋

印 **

「横地安信」

の朱丸印

訴状却下案 ****「粕屋」の丸朱印 ***「小島」の丸朱印

書ヲ以テ石中山経界ノ初審判決ヲ受ケタル後明治九年

原告人義明治九年九月廿一日甲第壱号ヨリ甲第三号ニ至ル証

以テ右山経界ノ訴訟ニ及〔ブ〕ニ付一応被告人ヲ召換シ原 十月廿三日更ニ乙第壱号ヨリ乙第六号マテノ六通証書ヲ

シ右六通ノ証書ハー切承知不致旨申立テ且右六通 被告及対審処被告人ニ於テ今般原告人ヨリ捧呈セ

証書ヲ審閲スルニ乙第壱号証ハ被告村ト田地売買 ノ証ニ非ラサル耳ナラス其証書中ニハ只(後ハ長迫境ガ谷

限リ)ト有之テ該論山ノ境界方位記載無之然ルニ原

三五五日

明治初年、 広島県庁の民事裁判について 回

> 告人ハ甲第壱号証ヲ援引シ右 ルト雖モ甲第壱号証ハ曩ニ論山境界ノ確証ニ不相立 (後) トハ西方ナル旨申立

ト初審判決ヲ受ケ既ニ権利ヲ失ヒタルモノニ付勿論

一再と証

村戸長ヨリ被告人へ与ヘタル書面ニシテ是亦原告村限リ 山帖ニテ被告人ニ対スル公証ニ不相立第三号証ハ原告 拠トスルヲ得ス第二第六両号証ハ原告村限リノ野山草

ノ証書ナリ第四第五両号証ハ石中山ノ文字モー切記載

無之ニ付該論所ニ的当ナル証憑ト認定セス結局右六 通ノ証書ハ論山境界ノ確証ニ採用不相成然ル上ハ

初審判決後再ヒ石中山ノ境界ヲ争フヘキ権ナシ 原告人ニ於テ右六通ノ証書ヲ以テ被告人ヲ相手取リ

(三五六A)

仍テ該訴受理セス却下候事 訴訟入費ハ被告人へ弁償スへシ

右ノ旨趣ヲ以テ訴状却下候間答弁書モ下戻候 答書へ左ノ通リ書ヲ下ケ

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ弁償ヲ受クヘシ

(二五七B)

(三五六B)

(記述ナシ)

[二五七A] (注14、15)

|裾」の意か

【八三】山境界出入ノ訴

九年九月二日申渡ス 九月二日呼出 印*

欄外朱書きと「中尾」の丸朱印

六年第百九号*** 明治九年八月三十日決ス 印** **「横地安信」の丸朱印

裁判言渡案

重複ニ相成ル故管庁へ御引上ケ相成ト雖モ確証 モ記載セシ処被告ニ於テモ同所ノ山券状申請ケ 鍋山ハ公有地ニテ村総持ノ券状申請ケ夫々境界 年々税納罷在加之明治五年地券御発行ノ節右板 蔵傳兵衛所持スル耕地凡ソ五畝歩余現在シ リ甲山へノ通行道ノ側ニ第三号証書ノ通愛 境界トシ其東ノ方ニ当リタル草山ノ据*広島ヨ 西ノ方ハ被告KH村ノ上烏帽子岩ヨリ観音堂ヲ 方御給知方免割帳第五号山券状写等ヲ証拠トシ 愛蔵所持ノ地所売切証文二通第四号御明知 帳写第二号野山入辻改帳写第三号村内傳兵衛

三五八A ノ通無税ノ草山ナレトモ村総持ニ相違無之処

被告KH村ニテ無謂故障申述ルニ付出訴シ

山境界出入ノ訴

原告人

MU 辰五郎

IU 多四郎

NR村山受 総代 広島県安芸国豊田郡

同

被告KH村ハ字板鍋山ノ義ハ村総持ノ公有地 ニテ第一号慶長六年*村御検地帳ノ扣第二号 * 西暦一七○一年

正徳二年**差出シ帳写第三号寛政四年***同断

西暦一七一二年

原告ハ村内字板鍋山境界ノ義ハ第一号腰林改 其方共訴訟遂審問処

被告人

WB 喜太郎

KH村 総代 同県同国同郡

旧記第四号寛政十三年****諸色書出シ帳扣第

西暦一七九二年

五号板鍋山地券状ノ通原告村境

**** 西暦一八〇一年

ノ道ヲ境ニシ其側ニ有之袖摺岩烏帽子岩ヨリ ハ右板鍋山東南ノ方ニ当リ広島ヨリ甲山へ通行

地所ニ付明治五年地券御発行ノ節村限リ 南北峰ヲ見通夫ヨリ西北ノ方ハ村惣持ノ

取調券状拝授セシ処重複ノ趣ニテ管庁へ

三五八B

殊ニ村内多藏ト申ス者所持ノ小屋モ数年 御引上ケノ御達有之ト雖モ村総持ノ山地ニ相違無之

問論所内ニ建築罷在全ク無税ノ村持草山

開田致シ持地ノ券状申請ルニ付故障由 有之ヲ原告ノ内愛蔵傳兵衛義論所内ニ

述タル義ニ有之旨答弁セリ

依テ判決スル左条ノ如シ

第一条

原告第一二号ノ帳簿被告第一号ヨリ第四号

持山ナル旨申述スルト雖モ其帳簿ハ各 ノ帳簿ヲ証拠トシテ字板鍋山ヲ互ニ村惣

(三五九A)

村限リ旧所轄庁へ書出シタルモノニテ

原被告村ノ連印ハ勿論所轄官吏ノ検査セシ モノニモ無之各村限リノ扣ニ付村境ノ山地ヲ所

明治初年、 広島県庁の民事裁判について (四・完)

有スル確証ニハ相立サルモノトス

原告〔二〕於テ第五号板鍋山地検状写ヲ証憑ト

申立壱箇所ノ山地ヲ原被告ニテ重度

スレトモ被告ニ於テモ右地券ヲ以〔テ〕村総持ナル由

ニ券状下附セシニ付其管庁ヨリ明治八年

八月券状引上ケ〔ル〕可ク布達有之ニ付

改正セサル内ハ両通之憑拠ト看認メ難シ

第三条

(三五九B) 原告第三号字板鍋山中ニ孕リ*居ル村内

「孕み」か。

通ヲ証憑トスレトモ地所字ナ附并名前 愛蔵傳兵衛所有ノ開田地売切証文弐

等モ相違スルニ付村境板鍋山ノ境界ヲ争

フ証拠ニハ採用ナシ難シ

第四条

原告第四号免割帳ヲモ一ノ証書トシ

テ差出トイヘトモ村内限リ記載シタルモノニテ

山番料又ハ野山分ケ山入用ノ義有之トモ何山ノ入用ナルヤ帳簿

ニテハ決シ難キモノトス

第五条

八五五(二八九)

修道法学 三五巻

八五六(二九〇)

堂ヲ以〔テ〕村境トシ被告ハ広島ヨリ甲山行 原告〔二〕於テハ被告村ノ上烏帽子岩ヨリ観音

(三六〇A)

セス モノ無之ニ付無証ノ申立ハ双方トモ採用 ナル旨申告スレトモ前三条ノ通照準ス可キ ノ小道ヨリ袖摺リ石南北ノ峯ヲ見通村境

第六条

告ニ於テモ年暦ハ不分明ナレトモ右両人ノ開 歩余ノ開田地論所ノ傍ニ属スル地番ハ被 原告ノ内傳兵衛愛蔵当時所持スル五畝

田ナル旨申口吻合スルニ付テハ

庁へ申立処分ヲ受ク可シ 原告所有主ヨリ所轄

第七条

(二六OB)

前条説明スル理由ニテ到底無境界ノ

山地ニ付更ニ其筋ノ処分ヲ請ク可キ

但 訴訟入費ハ原被告各自費タル可シ

右

二号

代書差添人

右ノ通申渡夕間其旨可相心得事

明治九年八月

(二六一A) (注版、II)

【八四】預ケ金取戻ノ訴

九年九月四日申渡*

八月十八日呼出* 印*** 欄外に朱書き

九月 四 日呼出***

「中尾」の丸朱印 * 欄外に墨書き

七等判事 印**** 明治九年七月七日

主 三級判事補

副

十三等出仕

松野

節夫

印 *** ***

菊池 重威 印

****「横地安信」の丸朱印

第千六百二十一号****

裁判申渡案伺

広島県安芸国広島木挽町

原告人 T G 傳兵衛

同 横町

預ケ金取戻ノ訴

I K 多兵衛 代人

N M 彌三郎

其方共一件遂審問処

原告TG傳兵衛ハ父傳兵衛ヨリ被告多兵衛へ弘化元年辰*ノ八

西暦一八四四年なお、

月廿二日旧藩札拾七貫五百目相預ケ弘化二年*正月五日可受取約 三六一B 弘化は一八四八年まで

弘化元年辰八月廿一日亡父傳兵衛預リ置ク金貳拾両〔ノ〕

西暦一八四五年

ニテ預リ証書ヲ受領シ其期督促スト雖モ

定

壱両ヲ銀札八百七拾五匁ニ交換セシモノニテ則金貳拾両ハ銀札拾 証書ヲ差出シ且弘化度ハ金

ル藩札ハ 五百目ニ相当ナルヲ以〔テ〕差引計算可相立然ラサレハ弘化度預

嘉永度*価位下落シ金壱両ニ付銀札三拾貮貫五百目ニ定リタル藩令 西暦一八四八~五四年

二基キ金五拾三錢八厘返却スレハ被告ノ義務相尽シタルモノ抔ト

条理ヲ主張スト雖モ弘化二年正月五日返金セサルハ其違約ノ責メ

モ弘化度旧藩定ノ通リ金壱両ハ銀札六拾五匁ノ相場ニ基キ預ケ銀 告ニ在リ加之証書中使用ノ明文無之以上ハ仮令幾十年ヲ経過スル 明治初年、 広島県庁の民事裁判について (四・完

モノニ付及請求タル旨陳述セリ

スル

拾七貫五百目此金貮百六拾九円貳拾三銭返戻ヲ受クヘキ権利ヲ有

被告IK多兵衛代人NM彌三郎ハ原告傳兵衛陳述ノ通リ弘化元

年辰ノ八月廿二日旧藩札拾七貫五百目預リタルニ相違無之然レ共

自分方

モ則原告ヨリ預リタル銀拾七貫五百目ト差引ノ為メ相預ケ置クモ ヨリモ金貳拾両原告傳兵衛へ預ケ金有之証書中年号記載無之ト雖

ノニテ弘化元

ヲ外〔ノ〕年辰ノ八月廿一日ノ証書ニ相違無之又弘化度ニ溯リ旧藩札年辰ノ八月廿一日ノ証書ニ相違無之又弘化度ニ溯リ旧藩札 1ノ相場

リ原 書類等ニ就キ考フレハ金壱両ニ付銀札八百七拾五匁ノ比較ニ相当

告ヨリ預リ置ク銀拾七貫五百目ハ金貳拾両ニ適当ナレハ右ヲ以

嘉 計算イタシ度然ラサレハ弘化度預リタル旧藩札ハ価位追々下落シ

(デ

永五年*ニ至リ銀三拾貮貫五百目ヲ金壱両ノ相場ニ相定リ旧藩交

換相成タルニ付其相場ニ基キ原告請求スル銀拾七貫五百目ヲ金ニ 西暦一八五二年

直シ五拾三銭八厘返戻イタシ度旨答弁セリ

八五七(二九一)

\		
į		
ŀ		
,		

仍テ判決スル左条ノ如シ

第一条

[二六二B]

原告〔二〕於テハ証書面使用ノ明文記載無之上ハ幾十年ヲ経過ス

弘化二年ニ遡リ金壱両ニ付旧藩札六拾五匁ノ相場ニ基キ預ケ銀拾

貫五百目ヲ金ニ直シ貮百六拾九円貳拾三錢ヲ返戻受度旨陳述ス

ト雖モ証書面使用ノ明文無之ヲ以テ使用セサルモノトセハ弘化四

/ * 西暦一八四七年

ヲ失シ既ニ廃滅ニ罹ルノ後其使用ヲ責メス却テ弘化ニ年* 西暦一八五二年* 西暦一八五二年

ヲቝノ正ニ非ス且厶と囚Fハ審ゔヲ進≶スレニ丘R下庁姶日ノ相場ニ依リ返金ヲ督促スルモ使用ノ有無ハ相場ノ高下

藩札八

高下云々ト有之必然下方ニテ金相場時々高下有之*金ヲ争ノ証ニ非ス且弘化四年ノ藩令ヲ推考スルニ近来下方金相場

分であるが、製本に際し、 截断により数文字分が欠けたと考え* 以下の「」内上段の文章は朱書きによる修正が加えられた部

修道法学 三五巻 二号 八五八(二九二)

られる。欠けた文字を推測して補充を試みたものを下段に示し

た

モノト相見へ加之明治四□

明治四年

へ預ケ証書
へ預ケ証書

ハ弘化元年辰ノ八月廿一日ノ証書ニテ則当時ノ相場ハ金壱両ニ付

百七拾五匁ノ比較ナルヲ以テ右ニ照依シ預ケ金ト預リ銀ト差引計〔二六三A〕

算可相

リ遂ニ *西暦一八五二年立然ラサレハ弘化度預リタル藩札ハ連々価位下落シ嘉永五年*ニ至

リタル銀拾七貫五百目ヲ金ニ直シ五拾三銭八厘返戻イタシ度旨申ニ基キ原告ヨリ預金壱両ニ付銀三拾貮貫五百目ノ比較ニ相定リ交換相成リタル藩令金壱両ニ付銀三拾貮貫五百目ノ比較ニ相定リ交換相成リタル藩令

雖モ「弘化度旧藩札ノ相場原被告吻合セス加之ナラス明治四年七 答フルト 但 訴訟入費ハ原被告各自費ト可相心得事 代 書 人 共

計算ヲ 求ムル権利無之且」**嘉永五年ノ藩令ニ基キ預リ銀拾七貫五百目 各藩紙幣価位被定タル以上ハ方今ニ至リ弘化度ノ相場ニ溯リ差引

月太政官ヨリ

ヲ金ニ 直シ五拾三錢八厘返戻イタシ度旨申述ルモ愈〔々〕返金ノ義務ヲ 欄外上部に朱書きで挿入

十年 ラハ約定期限ヲ誤タス新古札交換ノ際返戻イタスヘク筈然ルヲ数

知

立 間自己ノ融通ニ宛置キ今更右様申立ルハ甚タ不条理ニテ申分不相

七等判事

印 **

定メラレタル新貨幣旧 右之筋合ナルニ付明治四年七月十四日銀貮百拾六匁ノ相場ヲ以テ

(三六三B) 広島藩製造札価格比較表大蔵省ヨリ御達ニ照依シ

被告預リ置ク銀拾七貫

貳拾両差引残リ金四拾四円八拾壱銭四厘原告傳兵衛へ 五百目此金六拾四円八拾壱銭四厘ノ内ニテ原告へ預ケ置ク金

償却スヘシ

明治初年、

広島県庁の民事裁判について

(四・完)

右申渡ノ趣可相心得事

[二六四A] (注四、四)

九月十一日呼出シ* 【八五】貸金催促ノ訴

明治九年第二千三百二十五号**

钊

欄外に墨書き と下部に「中

尾」の丸朱印 ** 朱書き

四級判事補 一色 小十郎 印

***「横路安信」の丸朱印

十三等出仕 松野 節 印

副 主

裁 判 案

広島県安芸国佐伯郡五日市村

原告人 Ι

清八

全県全国広島袋町

士族

Ι Ζ

右代人

延 藏

八五九(二九三)

修道法学

貸金催促ノ訴

仝県仝国仝郡蒲刈島三戸城浦

三六四B

Ŕ 佐吉

金拾九円拾七銭ハ月貮割半ノ利息ヲ加へ 年九月二日被告YK佐吉へ薦縄売渡シ代 其方共一件審理ヲ遂ル処原告ニ於テ明治八

明治九年五月限リ返済可致ノ証書取置キ満期

後明治九年七月九日被告ヨリ買取タル石灰八百十三俵 、代価拾八円六拾九銭八厘差引残金五拾壱円

拾八銭九厘被告ヨリ受取度旨ヲ申立ツ被告ニ

誤リニシテ其旨原告ニ於テ承諾ニ之レアルハ原告代人 中ニ利息月貮割半ト記載セシハ月貮歩半ノ書キ百十三俵 九銭八厘 相渡シタルハ相違ナキ処右書於テ原告ノ証ハ自分ヨリ差入レ満期後石灰八

KN品吉ヨリ受取置キタル計算 被告第 証書ニ明 三六五A

促入費貮円七拾銭トモ返済ヲ遂クベキ旨答弁セ 瞭タルヲ以テ元金ヘ月貮歩半ノ利息ヲ付シ并約定ノ督

第一条

リ仍

テ判決スル左ノ如シ

有之以上ハ該証書上ニ於テ品吉ハ自己ノ代人ニ 代人トシテ右計算証明相渡セシナリト申立テ 書ヲ直ニ被告へ相渡サ、ルニ付KN品吉自分 原告ニ於テ被告ノ証ハ石灰八百十三俵 ノ受取

アラズト云フヲ得ザルモノトス

月貮歩半ノ利息五円貮拾七銭ト督促入費貮 被告ノ証ニ金貮拾七円拾四銭ト記載アルハ元金へ

円七拾銭トヲ併セシナリト被告ヨリ申立テ原告ニ

(二六五B)

申立ル以上ハ該証ノ貮拾七円拾四銭ハ利息月貮歩 於テモ督促入費貮円七拾銭受取ルベキ約アリ Ĺ

半ノ計算タルヲ以テ原告ニ於テ利息月貮割半

、証書ヲ取置クト雖トモ其後月貮歩半ニ引

直シヲ承諾セシモノト明認ス

第三条

半ノ利息并双方約定ノ督促入費貮円七拾 銭トモ合金ノ内へ石灰八百十三俵ノ代価ヲ差引残金 前条々ノ通ニ付本訴貸借ハ元金拾九円拾七銭 へ月貮

被告人ヨリ原告人へ返済可致儀ト

判決ス

訴訟入費ハ原被告トモ自費タルヘキ事

書 人

代

右之通申渡セシ間其旨可相心得事 明治九年八月廿八日

欄外に墨書き

[二六六A] (注180、181

【八六】地所買戻催促ノ訴

七等判事 印* 明治九年第貮千四百四号 钊

「中尾」の丸朱印

「横路安信」 の丸朱印

十四等出仕 四級判事補 — 色 小島 範一郎 印 印

副 主

裁判申渡案

賀茂郡 高屋東村

農MY泰 + 郎

原告人

同郡下三永村

右代人 農 Y U 徳左ヱ門

地所買戻催促ノ訴

同郡高屋東村

農 T H 庄

七

被告人

広島紙屋町寄留

(三大六B)

明治初年、 広島県庁の民事裁判について (四・完)

山口県士族

半 郎

右代言人

其方共詞訟遂審理処 原告人ニ於テハ明治元年辰極月亡父源四郎義所有ノ田地并畠

未年ヨリ明治九子年迄ニ右地所ハ代米拾六石ニテ買戻スヘク若シ 納メ来リ而シテ三田庭米ヲ年々不納セザレハ依然作配致シ明治四

年限中一ヶ年ニテモ三田庭米不納セハ地所ハ速カニ被告人へ引受 右

領収シタリ然ル処定約通リ三田庭米モ年々不納セザルニ因リ 今明治九年マテ依然右地所ヲ作配致シ来リ就テハ第一号定約

ケ勿論買戻シモ不為致トノ定約ニテ第一号定約証ヲ被告人ヨリ

(二六七A)

証ニ基キ右地所ヲ代米拾六石ニテ買戻シ度旨被告人へ請求セシ処

両年ハ三 告人ニ於テ自分ヨリ明治四五年両季ノ三田庭米不納シタルニ付右

申立テ地所買戻シノ請求ヲ承允致サスト雖モ右書面 田庭米ノ受取書ヲ不相渡且霜月二日附ノ書面即チ不納ノ証拠ナル

八六一(二九五

ハー切覚へ無

テ自分を加之其書面中ノ押印ハ被告人ノ長男常之助ノ実印ニシテ決〔シ〕

ノ実印ニ無之明治元年頃ヨリ明治五年マテ自分平生用ユル所

グノ実

人ヨリ霜月二日附証書ノ押印ヲ証明センガ為メ差出シタル明治三ハ今回対照ノ為メ捧呈シタル第二号証書ノ押印ナリ而シテ被告印

附ケ証書ノ押印ハ霜月二日附証書ノ押印ト同一ナリト雖モ明治三年午極月

午極月附証書へ調印シタルハ被告人ヨリ借受ケタル義ニ有之且三

受取書ハ抑モ明治元年右地所ヲ作配セシ以来一切不取置依之三田庭米

テモ田庭米ノ受取書ハ所持セスト雖モ第一号証ノ原約タルヤーヶ年ニ田庭米ノ受取書ハ所持セスト雖モ第一号証ノ原約タルヤーヶ年ニ

₹

三田庭米不納シタルナレハ地所ハ悉皆被告人へ引受ケ勿論買戻〔二六七B〕

定

2. 約モ取消ストノ旨趣ナルニ今明治九年迄依然作配致シ来リタルハ約モ取消ストノ旨趣ナルニ今明治九年迄依然作配致シ来リタルハ

タル六箇所ノ田畠ハ代米拾六石ニテ被告人ヨリ買戻シ度旨申述竟三田庭米ヲ不納セサル明証ナリ仍テ原約通リ兼テ売渡シ

シタリ

受ケノ際明治九子年限リ代米拾六石ニテ売戻ス定約証ヲ相渡シタ買

地相違無之而シテ三田庭米弐石八斗ヲ一ヶ年ニテモ原告人不納セハルハ

於テ明治四五年両季ノ三田庭米ヲ不納シタルニ付明治五年地所ハ所ハ自分へ引受ケ勿論売戻モ不致トノ契約ナル処原告人ニ

〔二六八A〕 三田庭米不納ノ証拠トシテ霜月二日 月二日ナリ 附書面ヲ受取リ一旦自分へ引受ケ更ニ貸付ケ作配致サセタリ就テハ原告人ヨリー旦自分へ引受ケ更ニ貸付ケ作配致サセタリ就テハ原告人ヨリ

ハ勿 右両年ハ三田庭米受取書ヲ相渡シ置カス如此三田庭米不納セシ上

ハ一切覚へ無之旦其書面中ノ押印ハ被告人ノ長男常之助ノ実印ニ論売戻ノ契約モ消滅シタリ然ルニ原告人ニ於テ霜月二日附ノ書面

ノ為メ捧

証のサルヲ証明スヘキ第二号明治三年午極月附ノ証書ヲ所持セリ其

呈セシ第三号証書ノ押印ナリ加之第一号証書

ラ押印

ハ被告人実

書ノ印影ハ第一号証ノ印影ト符合セリ依之第一号証ハ公正ナル事

テ原告人へ相渡シタル定約証ニ基キ田畠六箇所ハ売戻ス義務無

仍テ判決スル如左

之旨弁駁セリ

被告人ニ於テ予テ原告人へ作配致サセタル田畠六箇所ノ三田庭米 (二六八B)

拠トシテ申立旦第一号証ノ押印ハ原告人ノ実印ナルヲ対照センカ 原告人ヨリ明治四五年分不納シタル旨第一号霜月二日附ノ証書ヲ

メ第二号証ヲ捧呈シタリト雖モ原告人ニ於テ第一号証ハ一切覚へ

証拠トシ并第二号証ハ被告人ヨリ借受ケタル印形ヲ押捺シタル 無之旦其証書ノ押印ハ己レノ実印ニ非ラサル旨亦他ノ印鑑ヲ

争迄ニテ被告第一号証書ノ押印ヲ証明スヘキ憑証ヲ得ヘカラス且 由申述へ而シテ其頃村役場ニ印鑑ノ備へモ無之ニ付双方申

月二日附ノ証書ハ三田庭米不納ノ公証ニ相立チ難シ

第一号証書中ニハ三田庭米不納ノ廉明記無之ニ付到底霜

被告人ニ於テ明治五年原告人ヨリ右地所ヲ原約通リ一旦自分へ引 明治初年、 広島県庁の民事裁判について 回

(三六九人)

ケ更ニ貸付ケ作配致シ来リタル旨申立ルト雖モ証左無之且原告

買戻シ云々ノ証書所有スル上ハ右被告申立ハ信 [三] 於テ

作配セシ以来一切三田庭米受取書ハ取置カサル旨申答ル上ハ 是不納ノ証拠ナル旨申述ルト雖モ原告人ニ於テ明治元年右地所 用ナシ難シ并明治四五年分ハ三田庭米受取書ヲ原告人へ授与セス

取書ヲ右両年ハ原告人へ授与セサルト明認シ難シ 是亦被告人申立テハ結局無証拠ナルニ付必ス三田庭米受

原告人ヨリ捧呈シタル第一号定約証タルヤ原告人ニ於テ右地所

三田

庭米弐石八斗ヲ一ヶ年ニテモ不納セハ直ニ地所ヲ被告人へ引受ケ 米ハ年々不納セザルモノトス然ル上ハ原告人ニ於テ右地所買 右地所ヲ作配致シ来リタル廉原被告申口吻合セル上ハ小作 勿論買戻シモ承允セザルトノ旨趣ナル処依然今日迄原告人

第四条

戻シヲ請求スル権利アリトス

(三六九B)

田畠六ヶ所ハ代米拾六石ニテ売戻スへク義ト判決ス 前条々ニ説明スル筋合ナルニ付原告人請求ノ通リ被告人ヨリ

八六三(二九七)

但

修道法学 三五巻 二号

八六四(二九八)

訴訟入費ハ成規ニ照シ被告人ヨリ弁償ス可シ

代書 人

右之通裁判申渡夕間其旨可相心得事 明治九年九月十四日

右

[二七〇A] (注ZX、ZX)

【八七】貸米催促ノ訴

九年九月廿六日申渡、 九月廿六日呼出* fj *

欄外に朱書きと

*「横路安信」の丸朱印 中尾」の丸朱印

七等判事 印*

明治九年第千七百八拾壱号

副代 三級判事補 十四等出仕 小島 範一郎 印

主

山田 熊雄 钔

裁判申渡案

賀茂郡下三永村

YU 徳左ヱ門

貸米催促ノ訴

原告人

同郡原村

Κ

信

正

被告人

同郡同村

右代人

農 K Μ 席 助

同郡四日市次郎丸村

(三七〇B)

引合人

農

Н

U

或

藏

原告人ニ於テ被告人へHU國藏ヨリ明治五年四月十二日明治五年 其方共詞訟遂審理処

十一月

限リ返済ノ契約ニテ正米七石貸付ケタル証書ヲ明治九年三月八日 譲リ受ケ爾来被告人へ返済方及督促ト雖モ一切承允不致加之

テ被告人ニ於テ原告人ヨリ捧呈シタル証書ハHU國藏へ差入レタ シタル事一切無之ニ付右証書表ノ元利米共速カニ弁償受度旨申立 ナル旨申立ツルト雖モ右貸米証書ニ当リ被告人ヨリ是迄入米致 該件出訴ノ証書ニ関セサル受取書ヲ証拠トシテ右借用米返還済

無之尤其証書ノ借用米元利共夫々返却済ニテ受取書ヲ所有セ ルニ相違

ルニ付原告人請求スル元利米返済ノ義務無之旨申述へ引

三七一A) 合人HU國藏ニ於テハ被告人ヨリ差出シタル受取書ハ他ノ取引

ニテ自分ヨリ原告人へ譲リ渡シタル証書ニ当リテハ被告人ヨリー

切入米

無之旨申述シタリ仍テ判決スル如左

第一条

[二七二A] (注18、18) 右之通リ裁判申渡夕間其旨相心得ユヘシ 償スへシ 該訴入費ハ成規ニ照シ被告人ヨリ原告人并引合人へ弁 三七一B 前条ニ弁明スル筋合ナルニ付原告人請求ノ通リ被告人ヨリ 借用米返却済ノ公証ニ相立シ難シ 書ト格別ノ取引ナル事昭明タリ然ル上ハ右受取書ハ該訴 春元ト明記有之ニ付倍々右受取書ハ原告人出訴ノ貸米証 夏ニ有之処被告人証拠トスル受取書ハ第一項ニ米七石申年 告人ヨリ出訴請求スル貸米証書ハ明治五年四月十二日附ニテ既ニ 并引合人ニ於テ該件ニ関セス他ノ取引受取書ナル旨申之且原 被告人ヨリ借用米返却済ノ証拠トシテ捧呈シタル受取書ハ原告人 【八八】貸金淹滞之訴 元米七石へ定約ノ利子ヲ加へ済方致ス可ク義ト判決ス 第三条 第二条 代 書 人 明治九年第九百六号 都合三通抵当ニ取置キ壱分銀百八・・ 難相営趣ヲ以テ何分貸呉候様被告権 両貸渡候処右株札無之テハ一日モ商業 文壱通繰綿買積問屋株証文壱通 権平ヨリ萬問屋株札壱枚并右株札証 原告訴ル趣旨ハ明治三年十二月被告 其方共一件遂審理処 九年五月四日言渡済* 貸金淹滞之訴 判申 原告人 右代言人 同国同所 同国同所 安芸国広島 西土手町 西地方町 六町目下組士族 渡 小山 H D M M 商 商 次兵衛 愛之助

明治初年、広島県庁の民事裁判について

(四・完)

八六五(二九九)

* 欄外に朱書きと下部に

脇屋」の丸朱印

平ヨリ元助ヲ以〔テ〕申越シタルニ付相渡申候

三七三人

五匁受取爾後自分ハ兵庫西ノ宮銕道 明治四年四月ニ至リ四ヶ月分ノ利子十

県直チニ弁償方権平へ及掛合候処右 働方ニ罷越留守中ハ右金督促方専ラ 元助へ委任致シ置キ明治七年六月帰

株ハ明治四年十月御廃止相成候ニ付弁 償難出来依テ包金ニテ勘弁致シ呉レ

ヘク様苦情申立延遷今日ニ至リ加之

右株ハ曽テ流質致シ候儀ハ能ク受人

ノ添書ニ明瞭タルナト無稽ノコトノミ主張

シ道付サル旨申立

被告答ル趣ハ今般原告ヨリ詞訟ニ及ヒタ

ル証書面金員ノ原由タルヤ明治三年 (三七三B)

屋株札壱枚并右株札証文壱通繰 三月十一日℡DY槌田屋久兵衛ナル者ノへ萬問

差入レ壱分銀百貮拾両借受爾後 綿買積問屋株証文壱通抵当ニ

追々償却残金百八両明治三年十二月 ニ至リ原告愛之助ノ名宛ニ改正右抵

当ノ株札共同人へ相渡シ置キ明治四

期限ニ莅*ミ古株愛之助へ流質ノ儀 年四月四ヶ月分ノ利子金拾五両償却

臨

に同じ

株御廃止相成候得共嚢キニ流質ニイ 小頭役TaDY松太郎へ届出既而右

タシ夫ニテ返弁ノ義務相尽セリ此ノ儀 ハ能ク請人ノ添書ニ明ナリ然ルニ今般

(二七四A)

何ソヤ太 タ以テ不審ナリ又曰借用証 原告ニ於テ之ヲ訴状ニ掲載セサルハ

之助名前ニ切替ラサルヤ自分ヨリ取戻方 ハ自分方へ相戻ル可キ処右株原告愛

原告ニ於テ明治三年十二月右株証 原告へ照会ニ及ヒタル儀モ無之又曰

書自分借用ノ儀元助ヲ以テ申越

現今KO貞助ナルモノ、手ニ存在セル 助へ依頼シタル儀ハ一円無之右古株札 タルニ付相渡云々申立ルト雖モ右等ハ元

依テ裁決スル左ノ如シ (二七四B)

第壱条

旨陳述セリ

原告ニ於テ金百八両貸付抵当ニ取

渡スト雖モ貸金ハ不受取ニ付添証 置タル株札被告ノ頼ニ任セ亡治助へ相

方ヲ元助へ依頼シタル義無之旨申立引合 書所持セシ旨陳述シ被告ハ株札借入

株札指入置キAK幸三郎ハOD隆 借金ノ抵当トシテ明治三年四月右

FY寿兵衞ハ元助ヨリ亡OD隆之助へ

之助ヨリ貸金ノ抵当ニ取リ置キKO貞

助ハAK幸三郎ヨリ抵当ニ取リ金

貞助ノ手許ニ留メ置キタル旨陳告シ 子貸渡シ返弁期限淹滞シ当時

三七五A)

以是観レハ原告他出前元助へ株札相

渡シ廻リ質ニ夫々流通シ明治三年

期限ニ相改タル証書文面中ニ元利相 十二月ニ至リ更ニ明治四年八月迄ノ

告ヨリ不受戻上ハ流質ニ付株札名前 ル可クトノ明文有之其期限ニ至リ被 納メ不申候ハ、質物勝手ニ帖面受取

通シ添証文ノミ現在シ請渡ノ証書 明治初年、 広島県庁の民事裁判について

(四・完)

書替ヲ其筋へ請フ可キヲ等閑他へ流

ルトノ申立ハ採用セス 無之テハ治助ヲ以〔テ〕 株札被告へ貸与シタ

第二条

被告ニ於テ株札ハ期限ニ莅ミ流質ニ相

(二七五B)

成旨小頭へ届ケ流レ切ニセシ受

人ノ添書ヲ原告へ渡シ置キタル旨陳

述スレトモ無証拠ニ付採用為シ難シ

第三条

諸株ノ名称ハ明治六年一月当県

第四十七号ヲ以テ廃止ノ布達ニ及ヒ

其前期限ノ切レタルヲ他へ抵当ニ指

入中廃物トナリ被告落握セサルハ明

瞭ナルニ付原被告トモ株札廃止ノ年

月早晩ノ争ハ採用セス

第四条

前条ノ筋合ナルニ付亡治助ヲ以 へ株札貸与シ明治三年四月中被 〔テ〕被告

(二七六A)

告ト治助ノ間ニテ他へ質物ニ致シタル

取受ル添証文ニ萬問屋株札綿 ヲ明治三年十二月ニ至リ原告〔ニ〕於テ

八六七(三〇一)

買積問屋株札入置借用云々ノ明

文記載ス可キ謂レ無之ニ付被告ニテ

有之ニ付原告〔ニ〕於テ被告へ対シ貸金 右株札落握セサル已前廃止ノ布達

請求ノ権ヲ失スル者ト判決ス

右

差 一添 人

旨可相心得事 右之通裁判申渡セシ間其

[二七六B]

明治九年四月

主

[二七七A] (注186、187)

【八九】貸金淹滞ノ訴

明治九年第九百六号

印 * 裁判申渡案

広島六町目下組

「山田」の

印*

**「横路安信」の丸朱印 丸朱印

> 原告 士族 M M 愛之助

貸金淹滞ノ訴

広島西地方町

被告

商

H D

権

平

右代言人

広島西土手町

小山

次兵衛

原告訴ル趣旨ハ明治三年十二月被告権平ヨリ 萬 問屋株 其方共一件遂審理処

通都合三通抵当ニ取置キー分銀百八両貸渡候処右株札 札壱枚并右株札証文壱通繰綿買積問屋株証文壱

(二七七B)

四月ニ 告権平ヨリ元助〔ヲ〕以〔テ〕申越シタルニ付相渡申候明治四年 無之テハ一日モ商業難相営趣ヲ以テ何分貸呉候様被

助へ委任イタシ置明治七年六月帰県直チニ弁償方権平

宮鐵道働方ニ罷越留守中ハ右金督促方専ラ元 至リ四ヶ月分ノ利子拾五両請取爾後自分ハ兵庫西ノ

二及掛合候処右株ハ明治四年十月御廃止相成候ニ付

申立延遷今日ニ至リ加之右株ハ曽テ流質イタシ候儀 弁償難出来依テ包金ニテ勘弁イタシ呉へク様苦情 ハ能ク受人ノ添書ニ明瞭タルナト無稽ノ事ノミ主張

シ道付サル旨申立

モノへ萬問屋株札壱枚并右株札証文壱通繰綿金員ノ原由タルヤ明治三年三月十一日でDY久兵エナル被告答ル趣ハ今般原告ヨリ詞訟ニ及ヒタル証書面

〔二七八A

リ原告愛之助ノ名宛ニ改正右抵当ノ株札共同人へ両借受尓後追々償却残金百八円明治三年十二月ニ至買積問屋株証文壱通抵当ニ差入レ壱分銀百貳拾

期限ニ莅ミ右株愛之助へ流質ノ儀小頭役でDY松太郎相渡置キ明治四年四月四ヶ月分ノ利子金拾五両償却

へ届出既而右株御廃止相成候へトモ曩キニ流質ニイタシ

夫ニテ返弁ノ義務相尽セリ此ノ儀ハ能ク請人

ルハ何ソヤ 太 以テ不審ナリ又曰〔ク〕借用証書ハ自分方へ相ノ添書ニ明ナリ然ルニ今般原告ニ於テ之ヲ訴状ニ掲載セサ

分ヨリ取戻方原告へ照会ニ及ヒタル儀モ無之又曰〔ク〕原戻ルベク処右株ハ原告愛之助名前ニ切替ラサルカ自

助へ倚頼シタル儀ハ一円無之右株札ハ現今KO貞助ヲ以テ申渡タルニ付相渡云々申立ルト雖トモ右等ハ元告ニ於テ明治三年十二月右株証書自分借用ノ儀元

(三七八B)

助ナルモノノ手ニ存在セル旨陳述セリ

依テ裁決スル左ノ如シ* *「横

明治初年、

広島県庁の民事裁判につい

て

回

横地安信」の丸朱印

Ŀ

引合人FY壽兵ヱハ元助ヨリOD隆之助右株証札借入方元助へ倚頼シタル儀ハ一円無之旨申立ハ被告ノ頼ニ任セ亡元助へ相渡云々申立被告ニ於テハ第一条 原告ニ於テ兼テ抵当ニ取置タル株札

三郎ハOD隆之助ヨリ貸金ノ抵当ニ取リ置タル旨へ借金ノ抵当ニ差入置キタル旨申立AK幸

こ又り会に登送寺山州県を笹帯/言氐台)k申立KO貞助ハAK幸三郎ヨリ抵当

札ハ今以〔テ〕自分手許ニ留置キタル旨申立〔テ〕以是観ニ取リ金子貸渡候処期限後淹滯シ右抵当ノ株

金銭融通ノタメ同人ノ」*使用セシハ明瞭タリ然ルニ原告ニ於テ「原告出稼中貸金催促方ヲ元助へ相委置キタル趣ニ付

(三七九A)

株札被告へ貸与シタルトノ申分相立タス

ぎ正文を挿入したもの。*「」は、欄外に朱書きの

許二還付セサルヲ以テ原告ノ名前ニ切替ハラサル事ヲ予申立ルト雖トモ曽テ原告へ差入置キタル借用証書自分手質ノ儀小頭へ届出タルニ付夫ニテ返弁ノ義務相尽セリ云々第二条 被告ニ於テ右株証札ハ期限ニ莅ミ原告へ流

知スルノミナラス且現今右株札ハ他人ノ手ニ存在セルヲ明認セル評ニ遗作セナルラピラ原営ノ名育ニも奉ノミナル事ミラ

ハ夫ニテ返弁ノ義務ヲ尽シタルモノトハ難看做

八六九(三〇三)

修道法学 三五巻 二号

八七〇(三〇四

ヲ以テ諸株廃止ノ布達セリ依テ双方ノ申条ハ採用セス申立ルト雖トモ右ハ明治六年一月該県第四拾七号 (注8)第三条 原被告ニ於テ右株札明治四年御廃止云々

第四条 原告ニ於テハ百八両ノ金子ハ直ニ被告へ相渡シ

於テハ右株流質ノ儀ハ請人ノ添書ニ照セハ明瞭ナリタルニ付請人等ノ添書ハ曽テ落握セサル旨申立被告ニ

三七九B

然ルヲ之ヲ原告ニ於テ訴状ニ掲載セサルハ 太 以〔テ〕不審ノ旨

カレサルトニ関渉アランヤ
雖トモ奚ソ添書ノ有無ニヨリ返弁ノ義務ヲ免ルト免

第五条 原告ニ於テ右抵当品被告へ還付セサル上ハ

リ弁償スへシ 後照 世 訴訟入費并引合人ノ入費共成規ノ通原告ヨ 本項末尾を金子請求ノ権ナシトス* * 本文、なお、

主 中属 馬渡 俊猷 印*

明治九年四月十八日

副 〔署名ナシ〕 印** * 「馬渡俊猷」の朱丸印

「一色」の丸朱印〔署名ナシ〕 印

第五条*** 前条ノ次第ニ付被告ニ於テ借受ケタ

* 以下、付箋に墨書き

**「馬渡俊猷」の丸朱印

ル金子ハ原告へ償却原告ニ於テハ取置キタル抵当品ハ被告

1 訴訟入費ハ原被告トモ自費并引合人ノ入

へ還付セルモノトス

費ハ原被双方ヨリ償却スヘシ

代書人

右ノ通申渡セシ間其旨可相心得事 引 合 人

「原告ニ於テ抵当品ヲ元助ニ渡シタルハ貸金受取ル可キ権

末尾に四行朱書き

申付テハ如何」 印* *「一色」の丸朱印タルモノト看做シガタキ上ハ被告ヲ曲トシ訴訟入費迄済方利ヲ失スル事故ニアラザルハ無論且ツ被告ニ於テ義務ヲ尽シ

流質シタルト云フハ両ツナガラ採用シ難シ然レバ有益ノ抵当**「原告人ハ抵当物ヲ被告人へ已ニ還附シタルト云ヒ被告人ノ

心ヲ生シ違約セシ情勢ガ無キニ非ズ況ンヤ厳然タル証拠原告物貸借中廃止トナリ忽チ無用ニ皈シタレバ被告人ニ於テ不良

ノ手ニ存スル上ハ・・・」(以下、 欄外用紙の部分が編綴の

際の截断により判読不能)。 欄外に三行分朱で書入れ

[二八〇A] (注18)、19)

【九〇】貸附金催促ノ訴

九年五月十一日裁判言渡済。

印*

欄外右側に墨書と 下部に「脇屋」の

九年第千百五十三号**

裁判言渡書

横路安信」の丸朱印

** 朱書き

広島六町目下組 商

広島県安芸国

FH惣兵衛 代言人

原告人 同所東魚屋町 商 増岡俊 平

貸附金催促ノ訴

同 県 同 玉

同 所 立 町 士族

K 眞 清

其方共一件及審理処原告陳述ノ趣ハ今般差

明治初年、 広島県庁の民事裁判について (四・完)

出ス証書面ノ通明治五年五月仏檀売払可ク約定相□*明

製本の際の截断により

か。

(三八〇B)

治八年十一月一日ニ至リ代価取極メ該証書受 判読不能。「極」

被告〔ニ〕於テハ明治五年五月中原告ヨリ仏檀買 取置ク処期限過去リ返弁セザルニ付終ニ出訴セリ

受ル約定致シ右仏檀引取尤其節少々故障

有之代価ハ相定ラス明治八年三月ニ至リ

代価八円ニ相極メ明治八年十一月一日該証書差入レタル義ニ有之

過去ル者ニ付素ヨリ相対返済ハ致スヘシト雖原告 ヨリ出訴請求スヘキ権利ハ無カルヘキ旨答弁セリ

レトモ取引実際ハ明治五年五月ニテ既ニ出訴期限

仍テ判決左ノ如シ

第一条

治八年十一月一日ニ至リ証書差入レタル旨陳述ス 被告〔ニ〕於テ明治八年三月仏檀代価取極メ明

三八一人

定メタル者ト見做サザルヲ得ス 口ニ付採用不相成証書差入レタル節代価取 ト雖モ原告申立ト符合セザル上ハ無証 ブー申

八七一(三〇五)

修道法学 三五巻 二号

八七二(三〇六)

該件売買ノ約定ヲ為シ仏檀受取渡シタルハ

メザレハ売買ノ事実全ク整ハサル者トス仍テ明治 明治五年五月ニ在リト雖モ其節未夕代価ヲ定

八年十一月一日ヲ以〔テ〕売買ヲ遂クル者ト為シ明治六

年三百六十二号布告*ニ依リ其日ヨリ出訴ノ期限

ヲ起算スル時ハ商人ヨリ非商人者ニ係ル売掛代 * 太政官布告「出訴期限規則」第二条第三号

金壹箇年期限未満内トス 第三条

前条ノ通リニ付原告〔ニ〕於テ出訴請求ノ権ヲ

有スル者ニ付被告〔ニ〕於テハ速ニ

三八 B

払込済ノ義務ヲ遂ヘキ者ト判決セリ

ス可シ 但 訴訟入費ハ規則ノ通リ被告人ヨリ償却

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年四月廿六日

中 属 山田 熊 雄 印

十四等出仕 小島 範一郎印

副

代 . 書 人

[二八二A] (注回、192)

明治九年五月十五日申渡済 【九一】貸金催促訴

明治八年第貮千五百貮拾八号 印**

印 **

裁判申渡案

欄外に墨書きと二 つの「脇屋」の丸

印 *

印*

** 朱の墨書き。印は 朱印。押し直しか。

***「横路安信」の朱丸印 粕屋」の丸朱印

安芸国沼田郡新庄村

農

原告人 M D 九一郎

貸金催促訴

全国全郡楠木村 農

被告人 KS 良次郎

広島八町堀

右代言人 平元 和七郎

沼田郡新庄村 農

全郡楠木村 YD 越十郎

(三八二B)

Κ В 留

吉

仝郡広島白島七番町 商

原告人ハ第壱号証書ハ営繕受負ニ付材木 其方共訴訟遂審問処

買入金銘々持寄ルヘキヲ一時立替置落成ニ至レハ

他五拾九円七拾貮銭七厘ノ費用金モ亦取替タル 彼是差引計算致スヘキ約定ヲ以〔テ〕該証取置其

貮円七銭ハ曽テ受取居レトモ右立替ノ金員ニモ引 通差引キ残金自己ノ受取ル可キ筋ナレハ受負金七拾 処終ニ多分ノ損亡ニ相成リ則第貮号計算書ノ

取引等一切無之トモ右証書中営繕関係ノ明文ナキ 足ラサルニ付配分セス尤前顕立替ノ外被告ニ対シ金円

 $\begin{bmatrix} \Box$ 八 Ξ A $\end{bmatrix}$

被告三名ノ者共ハ原告ノ差出ス第壱号証書ノ金員 利ヲ請求スル旨申立タリ 上ハ差引計算致ス可キ者ニ非ス仍テ証表ニ基キ更ニ元

ハ営繕落成ノ砌差引致ス可キ定約ナルハ原告申立ノ通

相違ナク尤右金員ノ外五拾九円七拾貮銭七厘ハ原告

原告受取居ナカラ多分ノ損亡且証書中営繕関係 人ノ金円ニ非スシテ被告等ノ立替タル義ナリ然ルニ受負金 、明文ナキヲ申立更ニ元利ノ請求ニ預ルト雖モ当初

結約ヲ違背シ接続計算セサル上ハ原告〔ノ〕求ニ応シ

明治初年、

難キ旨答弁セリ

広島県庁の民事裁判について 回

因テ裁決スル如左

引合人ハ被告三名申立ノ通相違ナキ旨陳述セリ

(三八三B)

該証書曽テ受授ノ際営繕落成ニ至レハ算当ヲ遂ク

ナキヲ以〔テ〕差引計算致スヘキ者ニ非サル旨申立

ルト雖

原告ニ於テハ第壱号証書中営繕関係ノ明文

可キ約定ナル旨原被申口吻合シ且費用 金百九円七拾貮銭七厘ヲ除ク外双方取引一切

之旨申立ル上ハ書面明文無キヲ以〔テ〕接続計算セサ

ルトノ原告申分ハ採用為シ難シ 第二条

替タルカ其憑証無之上ハ各互一己ニ取替タルト 費用シタルハ原被申口符合スルト雖モ該金何レヨリ取 前条証書金員ノ外五拾九円七拾貮銭七厘モ営繕 シ申

争ハ双方共採用ナシ難シ

三八四A)

円ノ出納計算ヲ記載シタル迄ニテ何人ノ受取ルヘキ残 へキ筋ナル旨申立レトモ該書ニ於ケルヤ営繕ニ付金 原告ニ於テハ第貮号書面ヲ以テ差引残金受取

金ナルヤ明文無之上ハ採用ナシ難シ

八七三(三〇七)

明治九年四月廿九日

副 主

三級判事補 十三等出仕

熊雄 節夫 印 印

松野 山田

八七四(三〇八)

第四条

原告ニ於テハ受負金曽テ受取居レトモ多分ノ損亡

ニテ立替タル金員ニモ引足ラサルニ付配分セサル旨申

一時ノ独断ヲ以〔テ〕当初ノ締約ヲ破リ「一己ニ所得スルノ権 立ルト雖モ五拾円ノ外取替タル明拠モナク然ルヲ

利ナキ者ニ付採用ナシ難シ」* * 一己ニ」以下ヲ左ノ如ク *「」内の部分につき、

一己ノ所得ヲ図ルハ不条理ニ付採用シ難シ」 欄外上部に朱の書入れ * 以下、朱の書入れ。

*「粕屋」の丸朱印がある ので、粕屋の意見か。

ト改メテハ如何

印*

第五条

差出ス第壱号証書ノ金額ヲ接続算当シ其 前条々ノ如クニ付受負金七拾貮円七銭ト原告 (三八四B)

営繕ニ費用シタル損亡ノ金円ハ実際結約ヲナシタル者

各自弁償損益相共二

シテ前約履行可致者ト裁決ス 訴訟入費ハ成規ニ照シ原告人ヨリ償却

ス可シ

右之通裁判申渡セシ間其旨可相心得事

代 書人

[二八五 A] (注照、图)

明治九年五月十七日言渡済* 【九二】貸金催促ノ訴

十七目出*

印 *

明治九年第七百九十七号 印*** 裁判申渡稿

***「横地安信」の丸朱印

「脇屋」の丸朱印 * 欄外に墨書き

備後国三谿郡吉舎町

AS 左門之助

安芸国佐伯郡小古江村

貸金催促ノ訴

原告人

同国広島榎町 T B

被告人

其方共訴訟遂審理処

右代言人

田 東三郎

原告人ハ明治七年十二月廿七日被告人へ金五円貸渡シ其際

証書モ不取置然ルニ其後返金遷延スルニ依テ明治八年

一月ニ至リ右貸金催促ノ為メ被告人方へ立越シタル処其節

三八五B

レーリアのでは、日本の

ツト雖モ決テ其義無之且御審理中捧呈シタル一月七日附ケ第二号得已及出訴処被告人ニ於テ右証書ハ自分ノ謀書印ナル旨申立捺済被告人へ送還シタリ然ル処期限ニ至リ又候及違約ニ付不印形ヲ相渡シタリ因テ帰路広島ニテ右証書ヲ認メ印形ハ押

啻右証書第三項ノ取換金六拾三銭四厘ヲ借用金へ差継キ残第二号証書第二項第四項以下之被告取換金ハ一切覚へ無之ニ付

証書第一項ニモ金五円明治七年十二月廿七日借用ト明記シタリ而

ル

ル四円三拾六銭六厘ト定約ノ利子ハ第三号証書ニ基キ被告人ヨリティ言語書をごり、其非常ラオニ領国門、イナなくを持ちる

償受度旨陳述セリ

(三八六A)

之尤 被告人ハ明治七年十二月廿七日原告ヨリ金五円借用セシハ相違無

テノモ其際証書ハ不差入然ルニ今般原告ヨリ明治七年十二月廿七日附

二作為シタルモノニ可有之仍テ此ノ証書ハ全ク原告ノ謀書謀印ナ却方ノ為メ原告ニ相渡シタリ其節原告ニ於テ右証書ヲ手侭ノ実印ニ非ラサル明白ナリ尤第一号証書ノ印形ハ所持ノ際売

:-書ハ明治九年一月七日原告へ差入レタルニ相違無之ト雖モ此ノ証ヲ以テ謀書印ノ証書ニ対シテハ返済ノ義務無之并ニ第二号証

憑拠トセハ借用金ハ自分ヨリノ取換金ニテ差引ナク相済ミタルノ

[三八六B]

タリ仍テ判決スル如左に有之下去取換金ノ証拠無之ニ付到底借用金い返済致ス可クトモニ有之下去取換金ノ証拠無之ニ付到底借用金い返済の対しまでは、一切が対しまでは、一切が対します。

八七五(三〇九)

三八七A

因テ書認メ 原告人ニ於テハ出訴ノ節捧呈シタル第一号証書ハ被告人ノ依頼ニ

タル旨申立テ被告人ハ右証書ハ一切覚へ無之且証書名下タノ押印

ハ自

形ナル 分ノ実印ニ無之従来用ユル所ノ実印ハ第二号証書ニ押捺シタル印

旨申立テ双方申口吻合セス而シテ他ニ第一号証書 ノ押印ハ被告ノ

実

第一号 印ナルヲ証明スヘキ憑拠無之ニ付第一号証書ノ信偽判然セス仍テ

証書ハ採用セス乍去該訴ニ就テ原告ノ被告ヨリ請求スル所ノモノ

ハ明

治七年十二月廿七日ノ貸金五円ニ有之而シテ被告人モ明治七年十

二月廿七日

原告ヨリ金五円借用シタルハ相違無之旨陳述スル上ハ貸借ノ証拠

リ原告人ニ授与シタルニ 瞭ト謂フヘシ加之審理中原告ヨリ捧ケタル第二号証書ハ被告人ヨ

相違ナキ旨申之上ハ貸借ノ明証倍々ニ備ハル仍テ第一号証書ヲ受

理セスト雖モ右原被告申口吻合スル貸借ノ明証ト并第二号証書ヲ

斥スル条理決テ無之ニ付此訴訟ニ就テハ第二号証書ニ対シテモ返

済ノ

(三八七B)

義務無之トノ被告申分ハ採用セス

第二号証書ニ掲ケタル被告取換金第二項第三項以下ハ原告ニ於テ

承知不致旨申立テ他ニ証左無之ニ付明治七年十二月廿七日 ラ借用

金ハ取

一切

換金ニテ差引ナク相済シタルトノ被告申立モ亦採用セス

第三条

前二条ノ理由ナルヲ以テ原告請求ノ指引金四円三拾六銭六厘へ法

律上ニテ

定リタル一ヶ年百分ノ六ノ利子ヲ加へ明治九年三月四 ノ日ヨリ十二ヶ月間ニ被告ヨリ返済スヘキ筋ト裁決ス 日 原告出訴

第四条

該件訴訟入費ハ被告人ヨリ原告人へ弁償スへシ

代 書人

右之通裁判申渡夕間其旨可相心得事

三八八八八

明治九年五月五日 主 十四等出仕 小島 範一 郎 印

副

被告人 М Н 吉太郎

印

原告NO谷平儀明治七年一月七日被告MH吉

其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

(三八九B)

[三八八B]

(記述ナシ

吉太郎へ催促及フニ既ニ金貮百五拾円相渡シタルニ付此ノ酒貮拾壱石ナリ 直段ニ拠ル 受取爾後残酒被告ノ証書取置キ明治九年一月中酒代トシテ度々ニ金百円 太郎ヨリ酒四拾貮石買受ケ谷平便宜ノ節相渡ス可キ

酒壱石金六円換ノ計算ヲ遂ケ候ソノ引渡ス可キ義

貮拾壱石ノ外ハ受取ラザル儀ニ付残酒貮拾壱石ハ正酒

務ハ盡シタル抔謂レナキ異議申立ル処自分ニ於テハ全ク右

受取ル可キ旨ヲ申立被告MH吉太郎ニ於テハ原告ヨ 又ハ買附ノ相場ヲ以テ代金ニテモ被告便宜ノ品ヲ以テ

明治九年第千二十六号*

印*

* 朱書きと欄外下部

「脇屋」の丸朱印

印 *

裁判申渡案

* *

「横地安信」の丸朱印

安芸国豊田郡東野村

【九三】買附酒引渡催促ノ訴

[二八九A] (注15°、196)

リ証拠ニ申立ル証書ハ自分ヨリ相渡シタルニ相違ナ

代金六円換ノ計算ヲ遂ケ候ソノ残酒貮拾壱石引 **キ処其後酒代トシテ度々ニ金貮百五拾円相渡シ右酒壱石ニ付**

渡ス可キ義務ハ既ニ尽シ果シタリト答弁セリ仍テ

判決スル左ノ如シ 三九〇A

相渡シタルトノ申分ハ証拠無之ニ付採用ナラズ依テ 被告ニ於テ酒代トシテ金貮百五拾円原告人へ

残酒貮拾壱石原告請求之通リ酒又ハ売付

広島県庁の民事裁判について (四・完)

八七七(三一一)

買附酒引渡催促ノ訴

原告人 全国沼田郡観音村 Ν О

谷

平

右代言人 山 崎 調次郎

全国豊田郡東野村

明治初年、

原告人へ引渡ス可キ儀ト判決ス

訴訟入費ハ規則之通リ被告人ヨリ償却スベシ

代 書 人

右之通申渡セシ間其旨可相心得事

明治九年五月十日

主 四級判事補 一色 小十郎 钔

副 三級判事補 山田 熊雄 印

(三九〇B)

(記述ナシ)

(二九一A) (注例、198)

五月廿二日申渡済* 【九四】預証文取戻シ訴

印*

欄外に墨書き

屋」の丸朱印 と下部に「脇

裁判案 安芸国沼田郡新庄村 農

明治八年第千二百世六号

印 *

Т Μ 多喜藏

原告人

同

被告人

第二大区一小区 旧副戸長

O D 神

同郡竹屋村平塚 士族

同郡新莊村

農

同

同郡長東村 農 Υ M 孫兵衛

同小区旧用係

其方共訴訟遂審理裁決スル事左ノ如シ 三九一B 引合人

Υ Μ

信

原告人ハ明治五年九月十日打越村WB勘兵衛ヨリ願出〔夕〕 第一条

ル事件ニ付祇園大区用所ニ於テ被告人OD神介ヨリ

助善兵衛両人へ貸金ハ大区用所ニ於テ取約メ遣スベシ 説諭ヲ受ケタル主旨ハ勘兵衛トノ取引サへ済シタル上ハ直

トノ事ナリシ旨ヲ申述タリ被告人OD神介ニ於テ ハ右様ノ説論セシ覚曽テ無之旨答弁セリ然レバ双方

**「横地安信」の朱丸印

無証拠ノ申争ナレバ不採用

引合人YM信一ハ明治五年九月十三日原告人ヨリ証書差 第二条

出サセ自身受取リ置右証書兼写等都合六通預リ証ヲ原告

三九二人

人ノ内ヨリ〔誰ナリシヤ不覚申侭遺忘セルガ〕*口達有之ニ因 人へ渡シタルハ原告人訴出ル通リ相違無之右ハ被告両 * () 内は傍線で削除か

リ取計ヒタルナリ其後被告両人ノ内小区用所へ出

覚無之旨ヲ申立タリ然レバ双方無証拠ノ申争ナレバ YM信一原告人ヨリ預リ置タル証書類ヲ受取リシ事曽テ 相渡シタル旨申立ルト雖モ被告両人ニ於テハ右口達ハ勿論 席ノ節前段原告人ヨリ預リ置タル証書并写等

不採用

原告代言人松田徳藏へ渡シタル書面ノ通リニ相違 草案ヲ示シテ依頼セシニ因リ相渡シタルニテ其実ハ初メ 引合人YM信一ハ被告両人へ渡シタル書面ハ被告両人ヨリ

セシ覚無之旨申立タリ然レバ信一ニ於テ捺印ノ上渡セ 三九二B 無之旨申立ルト雖モ被告両人ニ於テハ右様ノ儀依頼

徳藏ニ渡シタル書面ト被告両人へ渡シタル書面ト シニ相違無之上ハ信一申分ハ不相立且ツ又信一ノ松田

後ノ書面ヲ以テ確実ナリト視做ザルヲ得ズ故ニ其

主意前後反対セリ然レバ今日ヨリ之レヲ決スル時

明治初年、 広島県庁の民事裁判について (四・完)

ノ実ハ初メ松田徳藏ニ渡シタル書面ノ通リナリトノ

信一申分ハ不採用

引合人YM信一ハ原告人請求スル所ノ証書ハ明治 Ŧī.

取皈リ戸長YD卓一へ相渡セシ趣ナリト申立引合 人UK仁三郎ハ明治五年月日不記小区用所ニ於テ 月日不知打越村総代UK仁三郎大区用所ニ於テ受

詰合ノ用係ヨリ右証書ヲ受取皈リ其後紛失セシ旨 (三九三人)

申立タリ*双方申立齟齬スル耳ナラズ仁三郎ニ於テ

其ノ受取リタル月日及ビ用係詰人名等ヲ確記セザル 「タリ」の二文字は削除か。

上ハ片言ニシテ信ヲ取ル所無ク畢竟曖昧ノ申立ナレバ

採用シ難シ

第五条

前条々ノ如クナレバ原告人ノ請求ニ応スベキ責メハ最

ヲ失ヒタレバ其ノ証書面記載シタル全員ヲYM信一ヨリ スベシ然ルニ原告人請求スル所ノ証書ハ今日已ニ所 初其ノ証書ヲ受取リ預置タル引合人YM信一ニ帰 在

原告人へ弁償セシムベキノ処右ハ慶応三年*丁卯

西曆一八六七年

いバ明治

十二月以前ニ係ル金銭貸借ノ証書ナレ

八七九(三一三)

年壬申第三百十七号布告*ニ依リ金円弁償

ノ裁判ニハ及ビ難ク候事

但預置ク所ノ証書類ヲ紛失セシメタル信一ノ粗漏ハ

刑事課ニ付シ処分ニ及ブベキ事* 左欄外に細字で一行

で記入されている。

(三九三B)

第六条

訴訟入費ハ被告両人ノ分ヲ除キ引合人YM信一

ヨリ償却スベシ

第七条

補助ナリ然レバ小区事務取扱上ヨリ生スル失錯 小区ハ専ラ副戸長ノ担任スル所ニシテ用係ハ其ノ

訴訟入費被告両人ハ自費タルベキ事

ハ副戸長ニ於テ多少其ノ責メヲ遁ル可カラズ因テ

右

引 合 人 共

代 書人

明治九年五月 主 少 粕屋 萬尋 印 右ノ通裁判申渡セシ間此旨可相心得事

副 三級判事補 山田 熊雄 钔

[二九四A] (注20、

(注19) を参照。

【九五】預ヶ金取戻之訴

九年五月廿九日裁判申渡済。

们 *

欄外に墨書き と下部に「脇 屋」の丸朱印

九年第千拾壱号**

印 ** 裁判言

渡案 大坂府第一大区拾六小区

***「横地安信

** 朱書き

の丸朱印

YR七兵衛外壱名 代言人 備後町貮町目 商

同府同大区同小区

瓦町壱町目 商 伊 謙 藏

預ヶ金取戻之訴 原告

広島県安芸国

豊田郡忠海村 商

被告 Ι D 卯兵衛

(三九四B) 其方共詞訟遂審理処原告YR七兵衛

YM安兵衛儀被告ID卯兵衛へ慶応

元年*七月五日金八百円と貮百円都合千円預 西暦一八六五年

通取之尚亦明治六年三月十五日百三拾七円相預ヶ ヶ置入用次第何時ナリトモ返済可致ノ証書両

書取置ク処期ヲ過キ木綿積登サス千円ノ預明治六年四月限リ木綿積登セ返弁可致ノ証

二出訴セリ然ルニ被告〔二〕於テ右三通証書孰レモ利金モ其後入用ニ付督促スレドモ返済不致ヲ以〔テ〕竟・

ト雖モ右仕切書ハ該件ニ関係致サス且利子千円ノ内七百五拾円償還済ミノ旨申答フル足定約ノ奥書有之且仕切書両通ヲ証トシ右

被告答フル旨趣ハ原告証拠ニ差出ス三通ノ証ノ契約ハ一切無之旨原告〔ニ〕於テ申立タリ

奥書ヲ附シタリ慶応元年証書両通千円ノ書ヲ渡シタルハ相違ナシト雖モ其節ハ証書へ夫々

(三九五A)

利息ハ月九朱明治六年分百三拾七円ハ月貮分

奥書ヲ切除キ本文ノミヲ以テ出訴セシナリ且該件ノノ利息相渡スヘキ旨記載有之然ルヲ今般右

由タルヤ原告両名ノ者ハ木綿問屋営業ノ者ニ付奥書ヲ切除キ本文ノミヲ以テ出訴セシナリ且該件ノ原

去ル文久四年*二月以来木綿取引計算ノ都合ニ *

西暦一

八六四年

綿七千九百九十八反YM安兵衛方へ積登セ又木綿金ノ名義ニテ改メテ借用致シ慶応元年十一月木依リ慶応元年七月五日ニ至リ証書表ノ通リ預リ

ヲ以〔テ〕都合七百五拾円ト利息四拾三円拾貮銭七千九百九十六反YR七兵衛方へ積登セ此代金

明治初年、

広島県庁の民事裁判について

(四・完)

〔二九五B〕 厘ト七匁五分相払 乃 チ別紙仕切書之通ニ有之残

金貮百五拾円ニ当リ追テ元利計算可払渡契

証書ニ掲載有之ト雖モ其後木綿モ積登サス此金約ニ有之且又金百三拾七円ハ木綿積登セ返弁可致云々

員ニ当リテハ一円ニ償却未済ノ旨答弁セリ仍テ

第一条

判決左ノ如シ

切除キ本文ノミヲ以〔テ〕出訴セシトノ無証ノ申立ハ採被告〔ニ〕於テ原告三通ノ証書ハ利息契約ノ奥書ヲ

用不相成

預リ金額ノ内七百五十円ハ利息ヲ加へ償還済第二条

引ヲ雑載アリテ就中原告壹貮号証書ト最新旨答弁及フト雖モ其仕切書タルヤ数箇ノ取

ノ記載方モ日歩ノ体裁ニシテ其他該件関渉ノ明証取引ノ年月日ヲ同シクスルモノアリト雖モ利息計算〔二九六A〕

採用不相成無之ヲ以〔テ〕該預リ金へ充テ内入レ償却シタルトノ申立

前両条ノ通リニ付原告請求全額 金千百三拾

第三条

八八一(三二五)

七円被告ヨリ償還可致事

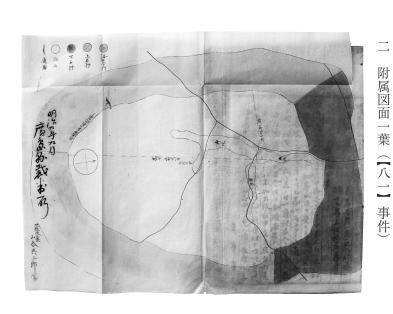
但 訴訟入費モ規則ノ通被告人ヨリ償却スヘシ 明治九年五月廿九日

主 三級判事補 印*

*「山田」の丸朱印

副 三級判事補 印*

* 「馬渡俊猷」の丸朱印



(三九六B) (記述ナシ)

三 本文読下しの注

横一八・三 cm、橙色罫紙一三行、中央下部に、「廣島縣」の同色の(注印)【八一】事件の用紙は、【三一】事件と同じ。半葉縦二六・○ cm、

横一八・三cm、橙色罫紙一三行、中央下部に、「廣島縣」の同色の

印刷がある。全四葉と附属図面一葉。

(注印)『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

二千五十六 九月廿一日 DH 喜三郎 外一人「七月一日 山経界争論ノ訴 原 山縣郡KOJ村

掛 小島 副 一色 裁許 被 同郡

K I 村」とあり、

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

は、以下のとおり(『法令全書』明治九年二一六頁)。 なお、明治九年太政官布告第六七号(五月十二日 輪郭附)の標題

達地券渡方規則中第二十一條及明治六年九月第三百拾五號ヲ以及布告「隠田切開切添地等ノ儀ニ付テハ明治五年九月大蔵省第百貮拾六號布

(注৷৷②)【八二】事件の用紙のサイズは、縦二三・八 cm、横一五・○ cm(候趣モ有之候處更ニ左ノ通被相定候條此旨布告候事」

葉中央下部の「廣島縣」の文字はいずれも黒色である。全二葉。半葉縦一二行で、【六三】事件の用紙のそれと同じ。但し、罫線と「

三千七拾四 十年三月廿二日 却下 DH 喜三郎 外一人「十月廿三日 山経界争論ノ訴 原 山縣郡KOJ村(注诏)『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には、

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

同四月十六日 控訴届 被 同郡

裁判通知録』(民第五号ノ一、廣島地方裁判所民事部)には、以下のなお、本件の「控訴届」に対応して、『自明治十年至同十二年 上訴欄外上部に「川北」と、「小島」と思われる丸朱印が押されている。掛 川北 副 小島

「 第八百九十七号

記事を見つけることができたので紹介する。

廣嶋縣安藝國山縣郡KOJ村ヨリ

床及ご奏ニオテし目別氏と通り床 同縣裁判所於テ裁决ノ末原告村控 同郡KI村へ係ル山境界争論ノ訴

状却下致候二付此段為御心得及所訴及ヒ候二付今八日別紙之通リ訴

通知候也

大坂上等裁判所

明治十年九月八日 判事 土居通夫

印

判事 鳥居 断三 殿廣島裁判所長

嶋縣裁判所へ出訴及ヒ既ニ裁决相成ル後テ乙本訴ハ甲第壱号ヨリ三号ニ至ル証書ヲ以テ廣

第壱号以下ノ証書ヲ得テ再ヒ同所へ出訴ヲナ

修道法学

三五巻

二号

决ヲ受ケタル翌日明治九年九月二十二日ヨリ 服セサル旨ニテ控訴致スニ付及審問処該控訴 控訴ナセシ明治十年六月二十九日迄二百八十 ル裁决ノ覆審ヲ求ムル趣旨ニ有之然ルニ右裁 タルヤ乙証書ヲ以テ甲証書ニ併セ初度ニ受タ シ終ニ却下ノ裁决ヲ受ケ而シテ其却下裁决ニ 日ノ内始審へ再訴イタシ同所審問中ノ日數

明治十年九月八日 大阪上等裁判所 年第十九号公布改正控訴上告手續第五条二依 レハ即チ控訴ノ期ヲ経過セシモノニ付明治十 百五十一日ヲ除去スルモ尚ホ百三十日アリ然

リ受理致サス訴状却下候事

以下の証書を得て再び同所に出訴したが、訴状却下の裁決を受けた。 証書を以て訴えを提起したが敗訴の裁決を受けた。その後、乙第一号 これによると、原告(人)は、広島県裁判所に甲第一乃至第三号の

原告(人)はその却下裁决に対して控訴を申し立てた。その控訴は 乙証書を甲証書に併せ、最初の裁決の変更を求める趣旨のものであっ

訴した明治十年六二十九日まで二百八十一日、第一審裁判所へ再訴し 審問中の日数百五十一日を差し引いても、なお百三十日あるため、大 しかし、最初の裁決を受けた翌日(明治九年九月二十二日)から控

> 却下したという経緯のようである。大坂上等裁判所は本件控訴を第一 坂上等裁判所は、控訴期間を徒過したものとして受理せず、控訴状を の裁決(【八一】事件)に対する控訴として扱ったようである。この

れており、前述の原告からの再訴に対する処置と考えられる。 【八二】事件の訴状却下の裁決は、明治一〇年三月二二日に申し渡さ

二行で、大きさは、【六三】事件のと同じ。罫線と一葉中央下部の

〈注エヤ4)【八三】事件の用紙は、縦二三・八 cm、横一五・○ cm、半葉縦一

の存在は確認できず、また、『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号 「廣島縣裁判所」は藍色で印刷されている。全四葉。 本件は、明治六年受付の事件のようで、この年度の『訴状受取録

(注176 見当たらなかった。 【八四】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉

ノ一)にも、持越し事件のリストがないので、本件に対応する記事は

注177 一五月廿日 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、 預金取戻訴状 原 廣島木挽町 TG 源治郎

千六百二十一 十月三日 願下 TG 傳兵衞

, 同居

廣島横町

IK 多兵衛」とあり

【八五】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全二葉

欄外上部に「判二二六号」と「菊地」の朱書きがある

山田 副

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三) には、

(注79 (注 178

「八月三日

同上〔貸金催促訴〕 原

廣島袋町

裁許

被

安藝郡蒲刈島

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。なお、原告欄は原告の代 掛一色 副 松野 YK 佐吉」とあり、

(注 180 人の氏名が記されている。 【八六】事件の用紙は、【八三】事件のと同じ。全四葉。

(注 181 『明治九年 訴状受取録』 (民第六号ノ三) には、

二千四百四 地所買戻催促訴 YU 徳左衛門

九月十八日 裁許

被 同郡同村

TH 庄七」とあり、

「八月十二日

地所

原 賀茂郡高屋東村 MY泰十郎 代人

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

掛 小島 副 松野

(注 182 【八七】事件の用紙は、【八三】事件のと同じ。全二葉。

「六月六日 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二) には、 貸金催促訴 原 賀茂郡下三永村

(注 183

千七百八十一 九月廿六日 YU 徳左衛門

被

同郡

原村 K

信正」とあり

掛

山田

副

小島

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

馬渡

副一色

(注 184 【八八】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全五葉。

(注 185 |三月十五日 『明治九年 訴状受取録』 貸金淹滞之訴 (民第六号ノ二) には、 原 廣島六丁月

明治初年、 広島県庁の民事裁判について (四・完)

五月四日

九百六

掛

馬渡

副 一色

MM 愛之助

被 廣島西地方

HD 権平」とあり、

欄外上部に、「判二二六号」の朱書きがある。

(注 186 【八九】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全四葉。

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、【八八】事件と同

(注 187

事件と思われる。但し、原告の氏のうち、一字の表記が「村」と

なお、本件では末尾朱書きのように担当裁判官の間で意見が分かれた 「邨」と異なっている。

ことが窺われる。

(注 188 所蔵の布達集には見当たらなかった。 広島県明治六年第四七号布達は、広島県立図書館および同公文書館

(注 189 【九〇】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全二葉

(注 190 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

一三月三十日

貸金催促訴

原

廣島六丁目下組 FH

千百五十三 五月十一日 代言人 増岡 俊平 立町

被 同

欄外上部に、「判二二六号」の朱書きがある。 MK 眞清」とあり、

(注 191 【九一】事件の用紙は、【三一】事件のと同じ。全三葉

『明治七・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一) には、明治八年の部

(注192

分に、

八八五 (三一九)

八八六(三二〇)

修道法学

三五巻 二号

「十二月二十二日 原 沼田郡新庄村 MD九一郎

貮千五百貮十八 貸金催促訴 九年五月十五日 被 同郡同村 代言人 大崎 熊吉

欄外上部に、「判二二六号」の朱書きがある。 掛 松野 副 山田 YD 越干郎 外四名] とあり

(注 193 【九二】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。四葉。

(注 194 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二) には、

「三月四日 七百九十七 五月十七日 貸金催促訴 原 三谿郡吉舎町 AS 左門之助 被 佐伯郡小古江村 代言人 門藤 久四郎

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

TB都造」とあり、

掛 小島 副 粕屋

(注 195 【九三】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全二葉

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三月廿六日 千二十六 五月十八日 買附酒引渡催促訴 原 豊田郡東野村 NO 谷平 代言人 山崎 調次郎

掛一色副山田 被 同郡大嵜島東野村 MH 吉太郎」とあり、

(注 197 【九四】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉。

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、第千二百二十九号

欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注 198

(注 199 かった。 明治五年太政官布告第百三十七号(十月二十二日)(布)は、「平民

から千九百三十号までが失われているため、対照することができな

六頁)。 及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」(『法令全書』二一 相互ノ金穀借貸慶應三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不

(注20) 【九五】事件の用紙は、【三二】事件のと同じ。全三葉

(注 201 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三月廿三日 預ヶ金催促訴 五月廿九日 原 大坂府下備後町 YR七兵衛 代言人 伊藤 満臧

千 十 一

被 豊田郡忠海村

欄外上部に、「判二二六号」の朱書きがある。 ID 卯兵衛」とあり、

四 担当裁判官の略歴

至 同 九年 裁判申渡案』(民第二二六号)

所収事件の担当官員略歴表(五〇音順)

2	1	番号
岩田	— 色	押印者
岩田彌太之輔	一 色 小 十 郎	氏名
広島県貫属士族	和歌山県下平民	出身
三九)年	三三歳 三二月	在の年齢) (明治七年末現
同 年一一月一五日 広島県被廃 明治四年一〇月一八日 広島県史生出仕(刑律断獄係)	明治五年 正月二二日 於東京 広島県十四等出仕 明治五年 正月二二日 於東京 広島県十四等出仕申付 年 二月一二日 庶務課 同 年 二月一二日 庶務課中属 同 年 八月一四日 任広島県十四等出仕申付 同 年 八月一四日 任広島県権中属 同 年 八月一四日 任広島県株学属 同一〇年 一月二二日 悟広島県大等層部 同 年 六月一二日 特四課治罪係専務申付 同一年 七月一二日 常四課治罪係専務申付 同一年 七月一二日 依願免本官	任解・進退等

4	3	
緒方	上田	
緒 方 惟 堯	上田庸熙	
貫属士族	族) 「東京府士	
二八歳 二 八八成	三一歳 三一歳	三五歳
同 年 八月 八日 於東京 広島県十一等出仕 明治五年 九月 八日 於東京 広島県十一等出仕 明治五年 九月 八日 除東京 佐賀県中属に転出 同一〇年 八月一八日 任広島県権中属 同一四年 東京控訴裁判所三等属 東京控訴裁判所三等属 東京控訴裁判所言等属 東京控訴裁判所書記に転じる 所判事 所判事 所判事 所判事	明治二年 刑法官鞠獄司御用掛を経て、刑部少解部 同 五年 司法大解部 同 七年頃 権少判事 同 八年頃 七等判事 同一〇年初 司法四等属、大審院三等属 一一年頃 奏任五等中、神戸始審裁判所洲本支庁判事 同廿九年*** 官を罷め、神戸地方裁判所所属公証人 同四三年 一月一五日 歿(六八年)	同 七年 六月二三日 青森県十一等出仕に転ず同 六年 九月二四日 広島県十四等出仕同 年 七月 三日 広島県十五等出仕

7	6	5
菊地	川北	柏屋
采男) (旧名 黒木	(旧名 勝太郎)	(旧名 卜一)
敦賀県権中属 (元 丸岡藩士)	(元 小濱潘士) 敦賀県少属	(元 小濱藩士)
二八歲	二七歳 二七歳	二九歳四) 年八月生四, 四, 四
同 八年 六月廿三日 任広島県権中属同 七年 一月 九日 任権中属同 七年 一月 九日 任権中属 明治六年 三月 二日 補敦賀県十二等出仕	同 年 六月一三日 司法省十四等出仕に遷る 同 年 六月 七日 任広島県少属 同 年 九月 七日 無補広島県裁判所十二等出仕 同 一〇年 一月廿五日 任広島県北野瀬大二等出仕 同一〇年 一月廿五日 任広島県北野瀬大二等出仕	明治八年 六月廿二日 補敦賀県十五等出仕明治八年 六月一日付 尾道区裁判所判事を退職同一年 六月一日付 尾道区裁判所判事を退職同一九年 八月一〇日現在)広島中進達記録係専務同一年 八月一日 任広島県少属同一〇年 九月 七日 兼補広島県教属同一〇年 九月 七日 兼補広島県教属同一〇年 九月 七日 兼補広島県教属同一〇年 九月 七日 兼補広島県教育市十二等出仕同一年 二月二日 任広島県大区事兼務申付同 年 三月一三日 福山支庁八在勤申付同 年 三月一三日 福山支庁刊事課長民事兼務申付同 年 三月一三日 福山支庁刊事課長民事兼務申付同 年 二月一日 福山支庁刑事課長民事兼務申付同一九年(九月一〇日現在)広島中七下の場別で表別である。

9	8	
畔柳	能 野	
(旧名 規矩雄)	門) (旧名 嘉左衛	
京都府貫属士族	同県十四等出仕	
五)年二二月 二八歳	天保四(一八三 三)年十月生 四一歳	
同 年 二月一八日 任広島県株大属 同 年 三月一七日 任広島県権大属 財治五年 正月二八日 於東京 広島県十二等出仕	明治四年 八月一九日 観察係権少属出仕申付 同 年一○月一三日 任県権少属 (刑律断獄係) 同 年 一月一五日 広島県十五等出仕 同 六年 九月二四日 補広島県十五等出仕 同 八年 五月一二日 聴訟課中断獄係専務 同 八年 五月一二日 聴訟課中断獄係専務 同 八年 五月十二日 輔広島県十三等出仕 同 八年 五月十二日 輔広島県十三等出仕 同 八年 五月十二日 横広島県十三等出仕 同 八年 五月十二日 横広島県十三等出仕 同 八年 五月十二日 横広島県十三等出仕 同 八年 二月廿三日 横広島県十三等出仕 同 年 六月廿六日 御用有之福山支庁へ出張申 同 年 九月 七日 任広島県機少属	「日 年 六月一二日 司法省十一等出仕に遷る 「
11.	出 申 仕 付	候付受取御用として出張

			I	
13	12	11	10	
白濱	澤	小島	小島	
白濱 貫禮	半三郎	小島範一郎	小島稱次	
族肥島県貫属士	山口県貫属士族	広島県貫属士族	宮城県下農	
五二歳 二)年壬午六月	嘉永元(一八四 八)年七月生 二六歳	二二歳 二二歳 二二歳	嘉永五(一八五二二歳	
同 八年 六月一三日 任兼七等判事同 六年 六月二五日 叙正七位明治五年壬申九月一八日 任広島県権参事	同 八年 三月三〇日 免出仕同 八年 三月三〇日 免出仕明治七年 八月二七日 於東京 補県十三等出仕	同 年 五月一二日 聴訟課中聴訟係専務 同 年 五月一二日 聴訟課中聴訟係専務 同 年 九月 七日 任広島県十四等出仕 同 年 九月 七日 任広島県中世部出仕 同 年 九月 七日 兼補広島県裁判所十四等出仕 同 年 六月一二日 司法省十六等出仕に遷る 同 年 七月一六日 任広島県八等属	同 年一〇月一八日 聽訟課 同 年一〇月一八日 聽訟課 一年 八月二二日 恢願免十五等出仕 明治六年 四月二四日 於東京 補広島県十五等出仕	同 年一二月 二日 司法省九等出仕に転ず同 七年一〇月 三日 任広島県権大属 一年一二月二二日 聴訟課長

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

16	15	14	
中 野	伊達	竹 内	
中野重明	(旧名 五郎)	竹内 丈太郎	
豊岡県貫属士族	士族和歌山県貫属	同県十四等出仕	
天保二 (一八四三歳	五〇歳 四)年七月	三三歳 四一)年六月生	
同 年一二月二二日 租税出納両課長 同 五年一一月一八日 任広島県大属 同 五年一一月一八日 任同県典事租税課兼聴訟出納係 回 六年 八月二七日 腔訟課	明治八年 二月 一日 依願免本官 一五年 八月二七日 任広島県権令 同 五年 八月二七日 任広島県権令	明治四年 八月 七日 農民訴訟として山縣郡へ出張 田 年一月一五日 広島県十五等出仕(聴訟課) 同 年 二月一七日 等外一等聴訟課に遷る 同 在 二月一八日 補広島県十五等出仕(聴訟課) 同 八年 五月一二日 聴訟課中断刑係専務 同 八年 五月二日 聴訟課中断刑係専務 同 八年 四月一二日 補広島県十三等出仕	同 年 八月二八日 死去 同 年 八月一八日 死去

20	19	18	17	
日比	日置	林	中村	
日比 豪	(旧名 権藏)	林俊雄	中村高致	
広島県貫属士族	広島県貫属士族	青森県貫属士族	茨城県下平民	
嘉永五年(一八	四八歲 年 (二八二	不明	天保十 (一八三 五) 年二月生	
明治九年	明治五年 二月二七 同 年 九月二三 同 九年 四月廿九 同 年 五月十一 同 年 五月十一 同 年 五月廿五 同一年 六月三〇 同一五年 三月三〇 同一五年 三月三〇	同 同 同 同 明 一 O 年 年 年 年 年	同同同同明治九年年年年年	同八年
七月 八日	大月	一月 九月 四月 十月 十九 九月 十十九 1日 1日 日日 1日 1日	九月 九月 九月 七日 二日 七日	三月三〇日
補広島県十五等出仕	広島県十二等出仕(租稅課) 任広島県権大属、東京出張所在勤 司法省十一等出仕に転ず 補広島県十一等出仕に転ず 種任四級判事補 福山支庁在勤 任広島県穴等属 佐願免本官 佐願免本官 佐原免事業書記 監獄本署常務部専務	依願免出仕 依願免出仕 依願免出仕 依願免広島県裁判所兼出仕 依願免広島県裁判所十四等出仕 依願免広島県裁判所十四等出仕	司法省十七等出仕に遷る任広島県十五等出仕に遷る任広島県十等属任広島県十五等出仕	(大属) 免本官

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

7		
22	21	
松 野	藤井	
松野節夫	藤井勉三	
仕 同 県十四等出族	(元 山口鼎貴属土族	同県等外一等
二七歳 二八四 八八四	天保一 (一八 四〇) 年正月 三四歳	二二歳
明治四年一〇月一三日 扱 同 年二月一七日 安 同 五年 二月一七日 安 同 九年 二月十二日 広 同 九年 二月十二日 広 同 九年 二月十二日 広 同 九年 二月廿三日 庙 同 年 五月廿十日 御 同 年 九月 七日 無 同 年 九月一二日 種 日 七年 二月廿五日 任 日 日 年 九月一二日 種	明治五年 四月 二日 同 八年 二月二九日 同 九年 二月二九日 同一三年 四月 六日	同 年 九月 七日 同 五年 一月廿五日 日 1 年 六月一二日 日 1 七日
飛在) 現治安裁判所判事補 現在 現治安裁判所判事補 現在 現治安裁判所判事補 現本 現治安裁判所判事補 現本 現治安裁判所判事補 の表現、 の表現、 の表現、 の表現、 の表現、 の表現、 の表現、 の表現、	双 任敦賀県参事 任敦賀県権令 任同県令	依願免本官 住広島県十等属 日本島県大等出仕に遷る 日本島県裁判所十五等出仕

26	25	24	23
<u>Ц</u> Ш	矢 矧	村 上	馬渡
山 田 熊雄	矢 矧 州三	村上 定庸	馬渡後が
同 県権中属	愛知県下平民	京都府貫属士族	長崎県賞属士族
嘉永三 (一八五 ○) 年一二月 二四歳 二四歳 む 年正月生と	三〇歳 三〇歳	五)年一二月 二九歳	不明
明治四(辛未)年一〇月一三日 任広島県少属(刑律断獄係) 同 年一一月一五日 同県被廃(追テ御沙汰迄ハ是迄通事務取扱) 同 五年 四月二三日 十四等出仕申付(聴訟課) 同 年 六月二三日 任広島県少属 同 八年 三月 卅日 任広島県少属 同 年 六月 五日 警察監獄係長兼務差免 同 年 一月一九日 聴訟課長	同 八年 三月三〇日 免本官明治七年 六月一四日 任広島県権少属(聴訟課)	同一九年 京都始審裁判所「書記」として記載 同 八年 三月三○日 免本官 同 八年 三月三○日 免本官	同三一年一二月一五日付 東京控訴院判事を退職 同 九月一三日 聴訟課中聴訟係専務 同 九年 六月廿三日 依願免本官 後、司法省に転出したのち、判事に任命される。 後、司法省に転出したのち、判事に任命される。 でいん (大月一) 日現在 (大月) 横浜始審裁判所判事を退職 (庶務課中警察係専攻)

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

29	28	27	
渡邉	<u>脇</u> 屋	横 地	
渡邉 永類	脇屋 雄 六	(旧名 秀次郎)	
京都士族	旧勝山藩	(元 静岡藩士)	
三五歳 年 二 八	二七歳二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	天保九 (一八三 二六歲	
同 年一〇月 三日 補広島県十三等出仕(庶務課)明治六年一二月二二日 補広島県十四等出仕(庶務課)	明治九年 三月 二日 補広島県十五等出仕 明治九年 三月 二日 維補広島県裁判所十五等出仕 同一〇年 一月二五日 任広島県十等属 一年 二月一八日 同一法省十七等出仕に遷る 同二〇年一二月 五日 判事登用試験に及第 尾道支庁詰 始審裁判所判事 尾道支庁詰 始審裁判所判事	明治四年一二月 七日 任敦賀県少属明治四年一二月 七日 任敦賀県大属明治八年一〇月一九日 補広島七等出仕 同 九年 六月一九日 体願免出仕兼官 同一九年(九月一〇日現在) 長崎控訴院評定官 同一九年(九月一〇日現在) 長崎控訴院評定官	同一九年(九月一〇日現在) 新潟始審裁判所判事同一〇年 一月二五日 佐願免本官同 年 六月二五日 佐願免本官同 年 六月二五日 佐願免本官

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

35	34	33 32	31 30
武 久	高塩	園 櫻田 井	大 渡 邉
武久 昌孚	高塩又四郎	園田 櫻井 直養	大脇 一般
族)。姓は源 芸狭小濱藩士 族(旧	栃木県		広島県貫属士族
不明	不明	不明 明	不明 二八歳 二八歳
明治三年 弾正少巡察、権大巡察 同 五年頃 権少判事正七位 同 九年頃 (大坂上等裁判所判事か) 同一四年頃 同数判所首席 同一四年頃 同裁判所首席 同世三年一〇月一七日 歿	明治五年 裁判所十等出仕 同 七年頃 司法大解部を拝す 同一五年 松山裁判所判事 同一五年 名古屋控訴裁判所判事 同一六年六月一四日 歿	明治九年(現在) 大坂上等裁判所判事明治九年(五月一〇日現在) 大坂上等裁判所の前身) (金沢始審裁判所の前身)	明治九年 大坂上等裁判所判事 明治四年一〇月一三日 田本の月二二日 任広島県史生 (刑律断獄係) 田 年 一月一五日 広島県史生 (刑律断獄係) 田治四年一〇月一三日 刑律断獄係

官員履歴表中の記事は、本稿(一)に掲載した後に入手した資料の記事に基づいて補った。

新訂版 東京美術 (昭和四六年

精一郎 『明治立憲制と司法官』慶應通信 (株) (平成元年)

『司法沿革誌』七〇八頁

(櫻井

(内閣文庫・マイクロフィルム版) 中、 『広島県史料 十八~二十三』に依った。特に、

『広島県史料 十八 官員履歴』 中、 「明治八年十二月二盡 廣島縣」「明治八年ヨリ明治十年十二月二盡 官員履歴 廣島縣」「明治八年ヨリ明治九年十二月ニ盡

官員履歴

廣島縣」一明治八年

ヨリ明治十年十二月迄 『広島県史料 十九』中、「明治四年十二月ニ盡 官員履歴 立廳以来官員任解進退辞令書 一」「明治五年十二月二盡 官員履歴 廣島縣 立廳以来官員任解進退辞令書」

『広島県史料 二十 廣島縣官員履歴』中、「明治六年十二月ニ盡 立廳以来官員任解進退辞令書 二止」

『広島県史料 二十一 自明治十一年至明治十二年 奏判官員履歴 一 廣島縣

『広島県史料 二十二 明治十五年五月 奏判官員履歴 二 明治十三年分 廣島縣

『広島県史料 二十三』中、「明治八年ニ及 立廳以来官員任解進退辞令書」

ほかに『福井縣史料 三十八』 『明治十九年官員録 司法省』(九月一〇日付

「官報』三二二、二九一五、三〇六四、三四八二、四六四〇号など

同表中の一部の人物の履歴については、他に加藤 高「明治前期・司法官任用の一断面」修道法学第二三巻二号二四一頁以下を参照されたい。

(注3) 同表中、粕屋萬尋(番号5)の「同三一年*」の個所は、楠教授の著書八○頁注6によると「明治二六年九月一一日付」とされている。

(注5) 同表中、武久昌孚(番号35)の「同一一年**」の個所は、『明治過去帳』六〇九頁による。 同表中、上田庸熙(番号3)の「同廿九年***」の個所は、楠教授の著書二五八頁注7によると「明治三〇年四月一〇日付」とされている。

(注4)

同表中、日置 貫(番号19)および一色小十郎(番号1)の箇所は、増田「修「広島立志舎の創立とその活動――山田十畝・稿「演説会誌の葛藤

年九月)を参照した。 《『広島新聞』明治十三年一月二十七日~同年四月四日)を中心として――」『修道法学』第二八巻一号一四三頁以下〔一九六~二〇三頁〕(二〇〇五

年所見ナシ〉「立廳以来任解進退辞令書」(広島県)による。 半三郎(番号12)については、『府県史料』(内閣文庫)中『広島県史料二十』(広島県官員履歴)明治一八年度ニ及フ〈七年ニ止リ八

書きで再三登場している 明治八年三月に出仕を免ぜられた後は代言人になったようで、明治八~九年の『訴状受取録』(広島地裁保管中)中に「代言人」の肩

(注8) 大坂上等裁判所判事は、表の末尾においた。

(注9) 平山靖彦(広島県貫属士族)、藤田高之(広島県貫属士族)、増原収作(旧名 幾次郎)、松林又一(広島県貫属士族)、村田市太郎(広島県貫属卒) 島県貫属卒)、西村秀太郎(広島県貫属卒)、波多野春朝(旧名 八郎、広島県貫属士族)、服部 属士族)、寺尾小八郎(広島県貫属士族)、徳永則重(豊岡県貫属士族)、中尾正名(広島県貫属士族)、中川嘉一郎(広島県貫属士族)、長尾新八(広 族)、北川猪太郎 岩田佐佑(広島県貫属士族)、大園孝賛(伊万里県貫属士族)、奥田珍造(広島県貫属士族)、加藤 他に、本簿冊作成時に、 (広島県貫属士族)、河野敏鎌(高知県貫属士族、広島県大参事)、妹尾益夫(島根県貫属士族)、田中正作(旧名 璋之進、広島県貴 「聴訟課」の関係者として以下の人たちがいたことが分かる。雨森精翁(島根県貫属士族)、石本敬壽(高知県貫属士族)、 明(愛知県貫属士族)、平川 楨(広島県貫属士族)、 直 (茨城県貫属士族)、亀岡勝知 (広島県貫属士

五 目次および事件表

村中喜代三(広島県貫属卒)、森群助(広島県貫属卒)、森元瀧七(広島県貫属士族)、

八木喜三郎(広島県貫属卒)、涌井道忠(新潟県下農)

加藤

高 作成、紺谷浩司補正]

『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)『明治五年至九年 裁判申渡案』(広島地方裁判所民第二二六号)

	${=}$	_		$\overline{\circ}$	九	八	七	六	五.	四	三	二	_	月次
			一新	<u> </u>				五 1 2						修正目次
仝 一二九六	八年一二九六	仝 一四九五	二五九六	八年一四四〇	소 三 二	仝 六七	仝 三七九	仝控訴三四七	仝 三四七	七年乙四六五	六年 六四	五年二三五	五年 一九八	記録番号
地券書換催促ノ訴〔申口〕	地券書換催促ノ訴	堤分水争之訴	預ヶ金催促ノ訴	切川漁業妨碍	貸米延滞ノ訴	山所争論ノ訴	負債金取戻	山林取戻控訴	論山実地検査	地所買戻	地所出入	借財出入	家督相続	訴名
					*	*	*			*				注記

広島県庁の民事裁判について(四・完)

三四	===	=======================================	Ξ	=	二九	二八	二七		二六	五	二四		<u></u>	<u>_</u>	<u></u>		一九	一八	一七	一六	<u>一</u> 五	四四	=		
								二六-二			$\stackrel{-}{\overset{-}{\overset{-}{\overset{-}{\overset{-}{\overset{-}{\overset{-}{\overset{-}{$					一 九 2									
仝	九年	소	仝	仝	八年	仝	仝		仝	九年	仝	八年		仝	八年		仝	仝	仝	八年	仝	仝	九年	소	仝
五〇五	— 四	一一七六	九九	七六八	七六九	四一	五三八		1二六〇	四五三	四九二	四九二		九一九	一 四 九		九二七	一六〇	七00	六五〇	三七		二 七	一二九七	一二九四
貸金催促ノ訴 附 原告代言人申立書	年号記入請求ノ訴	地券書換地所引渡	預ヶ金取戻	仝 上	貸金催促之訴	貸米金催促ノ訴	貸金催促之訴	貸金	貸米催促ノ訴	貸金催促ノ訴	仝 上 控訴	家督相続妨碍ノ訴	貸金	預ヶ金催促ノ訴	売買米違約	買受山経界引渡ノ訴	買受山経界引渡ノ訴	持地故障訴	田地用水争論	地所取戻之訴	家督相続妨碍ノ訴	貸金催促之訴	預ヶ金催促ノ訴	地券書換催促ノ訴	地券書換催促ノ訴
*	*	*	*	*	*	*			*	*	*	*			*		*		*	*	*	*	*		
五七	五六	五五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七-	四七 四七-	四六	四五	四四四	四三	四三	四一	四〇	三九			三八	三七	三六	三五
	五六	五五	五四 仝 九四	五三 仝 一六八九	五二 仝 一九八三	五一九年一〇〇〇	五〇 八年二五九五	四九 仝 一五四六		四七一二 仝 七四九		四六 全 1110	四五 仝 一七〇六		四三 八年一八九一	四二 仝 一六一三	四一 九年一六八八	四〇 七年 三九七	三九 仝 八四八	111111111		三八九年二二三二	三七 仝 六八五	三六 九年 一五	三五 八年 三二
七 —	소 -	五 仝 一	四	全一	全一	一九年一	八	九 仝 一	八 仝 一	二 仝	七四七一一	仝	五	四九年一	八年一	二 仝 一	九年一	〇 七年 三九	九			三八 九年二二三一)	仝	九年	_

		円	*	上	三〇七		八二
二十一年十一月一日 広島区長(月俸四	広島県中属を経て、明治十一年十一月一日	日宮	*	山経界争論ノ訴	仝 二〇五六		八一
明治九年二月 補広島県十等出:	四日 庶務課専務。	年六月	*	所有地草山取戻ノ訴	仝 一七七		
=	应是男十丑等出七	: † : t	*	地所明渡催促之訴	仝 二四九九		七九
怎么果。可三三月一二日			*	買受地引渡催促ノ訴	仝 二七三		七八
Œ.	生(三三義) 明台四	月	*	預ヶ金催促ノ訴	九年 五八八		七七
)広島県貫属士族、天保十二(一八四一)	正名(旧名 勝太郎)	中尾	*	返米催促ノ訴	仝 四〇五		七六
1)参照。	お、出典は、四(注1)	た。なお、	*	貸銀催促ノ訴	仝 一六七一		七五
の中尾正名の略歴に関する記事が見つか	本稿脱稿後、四(注9)	【追補】本籍	*	耕地用分水之訴	仝 二 00		七四
			*	貸金催促ノ訴	仝 二三九五		七三
			*	貸米催促ノ訴	仝 二三九七		七二
			*	貸金催促ノ訴	仝 二七〇一		七一
			*	氷雪代価催促ノ訴	仝 二六六一		七〇
預ヶ金取戻之訴	九年一〇一	九五	*	山代価不足請求ノ訴	仝 二三九〇		六九
六 預証文取戻シノ訴	八年一二三六	九四	*	預ヶ金催促ノ訴	仝 二五二四		六八
六 買附酒引渡催促ノ訴	全 一〇二六	九三	*	貸金催促ノ訴	九年一六六九		六七
七 仝 上	九年 七九	九二		貸金出入	六年 二〇一		六六
八 貸金催促ノ訴	八年二五二八	九一	*	仝 上	仝 七五五		六五
三 貸附金催促ノ訴	九年一一五三	九〇	*	貸米催促ノ訴	九年 七五九		六四
六 仝 上	八八-2 仝 九〇六		*	貸金催促ノ訴	仝 二四〇一		六三
六 貸金淹滞之訴	全 九〇六	八八八		仝 上	仝 一五三	六 - 2	六二
貸米催促ノ訴	仝 一七八	八七	*	貸金催促ノ訴	仝 一五三		六一
四地所買戻催促ノ訴	仝 二四〇	八六	*	貸米催促ノ訴	仝 四 〇		六〇
五 貸金催促ノ訴	仝 二三五	八五	*	貸金催促ノ訴	仝 一七六四		五九
預ヶ金取戻ノ訴	九年一六二	八四	*	預ヶ金催促ノ訴	仝 一四六八	五八一二	
九 山境界出入ノ訴	六年 〇-	八三	*	貸金催促ノ訴	仝 二 五		五八

明治初年、広島県庁の民事裁判について(四・完)

九〇一(三三五)